

平成27年6月18日(木)
午後4時～ 奈良県庁第一応接室

第9回奈良県税制調査会資料

政府要望にかかる論点整理・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1 税制の偏在（格差）是正について・・・・・・・・	4
□地方消費税の清算基準	
□地方法人課税	
2 地方創生のための税制について・・・・・・・・	19
□リニア促進税制	
□研究開発税制	
□その他（地方拠点強化税制、空家対策等除却促進税制）	
3 本県の自主的な税制について・・・・・・・・	26
□森林環境税の見直し	
□法人県民税特例制度の見直し	
□自動車税身体障害者減免制度の見直し	
4 今後のスケジュール・・・・・・・・	38



県勢の状況

- ・大阪のベッドタウンとして、昭和50年代後半まで社会増が高い水準で推移し、人口が大幅に増加
- ・今後、全国よりも急速に高齢化が進行する見込み
- ・県外就業率は、約30%で全国一高い。
- ・県外消費率は、約16%で全国最上位

県税の状況

- ・歳入の約4割を地方交付税に依存し、県税収入は、3割未満
- ・個人県民税は、税収の4割強を占めるが、近年は低下傾向（一人当たり税収は、全国第8位）
- ・法人2税は、税収の2割未満で、自動車税よりも少ない。（一人当たり税収は、全国最下位）
- ・一世帯当たり消費支出は全国3位であるにもかかわらず、清算後の一人当たり地方消費税額は全国最下位

今回、御審議賜りたく考えております。

本県税制度のあり方を検討

税源の偏在（格差）是正

- 1 地方法人課税関係
地方法人特別税・譲与税制度
- 2 地方消費税関係
清算基準（現行分、税率引上げ分）

本県の自主的な税制

- 1 課税自主権の活用
(1) 産業廃棄物税（法定外税）
※25年度中に検討
(2) 森林環境税（法定外税、超過課税方式）
(3) 法人県民税法人税割税率の特例 等
- 2 減免・課税免除制度の見直し
自動車税・自動車取得税の身体障害者等に係る減免

政府要望に向けた論点整理

(第9回奈良県税制調査会(H27.6.18))

項目	前回の要望内容	税制改正等、最近の動き	評価	今回の要望の骨子
地方消費税の清算基準	<p>社会保障目的となる地方消費税(引上げ分)の清算基準の見直し (資料P4)</p> <p>地方消費税の引上げ分については、地方の社会保障経費を反映する高齢者人口等を清算基準とすること。</p>	<p>【H27税制改正】(資料6~12)</p> <ul style="list-style-type: none"> 清算基準の見直し 人口シェア拡大(1/8→1.2/8) 従業者数シェア縮小(1/8→0.8/8) サービスの指標として経済センサスを導入 	<p><影響> H27税制改正での影響額は、人口比率が高まり、約14億円増加と見込む(消費税8%換算)。改正後、の格差は、最大(東京)ノ最小(奈良)=1.66倍となっている。</p> <p><評価> この見直しにより、本県への清算後の収入額は増加するものの、引上げ分の目的に沿った清算基準になっていないこと、最終消費地と税の帰属地の不一致が依然存在しているなど、これまでの課題は未解決。</p>	<p>社会保障目的となる地方消費税(引上げ分)の清算基準の見直し 前回と変更なし</p> <p>地方消費税の引上げ分については、地方の社会保障経費を反映する高齢者人口等を清算基準とすること。</p> <p>※「望ましい地方税のありかた(2014)」で、上村先生が同様の議論を展開(P1~P21)</p>
	<p>現行の地方消費税の清算基準の見直し (資料P4)</p> <p>人口基準の比率を高め、県外消費支出を考慮した清算基準に変更すること。</p>			<p>更なる人口基準比率を高める要望</p> <p>現行の地方消費税の清算基準の見直し</p> <p>人口基準の比率を一層高め、県外消費支出を考慮した清算基準に変更すること。</p> <p>前回と変更なし</p>
地方法人課税における課題	<p>地方法人課税と地方消費税の税源交換 (資料P4)</p> <p>地方法人課税については国税化し、国の消費税については地方消費税化する税源交換について検討すること。</p>	<p>【H26税制改正】(資料P18)</p> <ol style="list-style-type: none"> 地方法人特別税の規模縮小(1/3)と法人事業税への還元 法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化 消費税10%段階において、②をさらに進め、①を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえた他の偏在是正措置を講ずる等の幅広い検討を行う。(※) <p>【H27税制改正】(資料P13)</p> <p>成長志向に重点を置いた法人税改革(以下の課税ベース拡大①②、質上げへの配慮措置③④)により、法人実効税率の引下げを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 欠損金繰越控除見直し等(法人税) 外形標準課税の拡大(法人事業税) 法人税の先行減税 所得拡大促進税制(法人税、法人事業税) <p>(※) 消費税率10%段階の地方法人課税の偏在是正については、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得ることとされた。</p>	<p><影響とその評価></p> <p>【H26税制改正】</p> <ol style="list-style-type: none"> 地方法人特別税の規模縮小(1/3)と法人事業税への還元により、本県は減収となり再び格差拡大。(資料P18) 法人住民税法人税割の一部地方交付税原資化による影響額は不明。 <p>【H27税制改正】</p> <p>法人事業税の外形標準課税の拡大により、本県は増収。(資料P14~17)</p> <p>地方法人課税の偏在是正については、平成28年度以後の税制改正に先送りとなり依然不透明。</p>	<p>地方法人課税と地方消費税の税源交換</p> <p>安定性を欠き偏在性が高い現行の地方法人課税については国税化し、国の消費税については地方消費税化(税源交換)すること等を検討すべき。</p> <p>※「望ましい地方税のありかた(2014)」で、佐藤先生が地方法人税改革を展開(P119~P146)</p>
	<p>法人実効税率の見直し</p> <p>法人実効税率の見直しに当たっては、単なる税率の引下げではなく、租税特別措置の廃止・縮小など課税ベースの拡大等により代替財源の確保を行い、地方財政に影響を与えないようにすべき。</p> <p>地方税収の偏在是正</p> <p>地方法人特別税・譲与税制度の意義や効果を踏まえて、他の偏在是正措置について幅広く検討すべき。</p>			<p>法人実効税率の見直し</p> <p>今後の法人実効税率の見直しに当たっても、単なる税率の引下げではなく、租税特別措置の廃止・縮小など課税ベースの拡大等により代替財源の確保を行い、地方財政に影響を与えないようにすべき。</p> <p>地方税収の偏在是正</p> <p>地方法人特別税・譲与税制度の意義や効果を踏まえて、他の偏在是正措置について幅広く検討すべき。</p>

政府要望に向けた論点整理				
(第9回奈良県税制調査会(H27.6.18))				
項目	前回の要望内容	税制改正等、最近の動き	評価	今回の要望の骨子
リニア促進税制	<p>リダンダンシー路線全線同時開業促進税制の新設 (資料P19)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税制改正案を税制調査会などでご検討いただきたい。 ・JR東海の検討の用に供していただくため、国の考え方として提案していただきたい。 ・さらに必要ならば、特別立法措置を講じていただきたい。 	<p>H27税制改正において、リニア中央新幹線に関して提案のような改正はなし。</p>	<p>リニア中央新幹線は、新幹線の駅も空港もない本県にとって重大なプロジェクトであり、経済活性化など本県にもたらされる効果は多大であるため、その開業を促進することが必要。</p>	<p>リダンダンシー路線全線同時開業促進税制の新設</p> <p style="text-align: right;">前回と変更なし</p> <p>税制改正案を与党税制調査会などでご検討いただきたい。</p> <p>JR東海の検討の用に供していただくため、国の考え方として提案していただきたい。</p> <p>さらに必要ならば、特別立法措置を講じていただきたい。</p>
地方版研究開発税制	<p>地方における技術研究組合制度の創設について (資料P20)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地方版技術研究組合」制度を新たに創設されたい。 ・「地方版技術研究組合」制度について、現行の技術研究組合と同様の税制支援をお願いしたい。 ・技術研究組合の賦課金にかかる研究開発税制を拡充されたい。 	<p>【H27税制改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験研究費の総額から法人税を控除できる割合の拡充 <p>オープン/ベーション型 12%→20~30% ※技術研究組合への賦課金については20%</p>	<p>現行の技術研究組合の研究開発税制については一部拡充する改正があったものの、本県の産業振興のためには地方版技術研究組合制度の創設と税制支援が必要。</p>	<p>地方における技術研究組合制度の創設について</p> <p style="text-align: right;">前回と変更なし</p> <p>「地方版技術研究組合」制度を新たに創設されたい。</p> <p>「地方版技術研究組合」制度について、現行の技術研究組合と同様の税制支援をお願いしたい。</p> <p>技術研究組合の賦課金にかかる研究開発税制を拡充されたい。</p>

1 税制の偏在(格差)是正について

平成27年度政府予算編成に関する提案・要望(H26.11)

地方税改革に関する要望

【担当省庁】 総務省

国にお願いすること

- 地域間の税収格差の是正等を図るため、関係法令を改正し、以下の事項を推進されることを提案する。

- 社会保障目的となる地方消費税(引上げ分)の清算基準について**
地方消費税の引上げ分については、地方の社会保障経費を反映する高齢者人口等を清算基準とすること。
- 現行の地方消費税の清算基準の見直し**
人口基準の比率を高め、県外消費支出を考慮した清算基準に変更すること。
- 地方法人課税と地方消費税の税源交換**
地方法人課税については国税化し、国の消費税については地方消費税化する税源交換について検討すること。

- 法人実効税率の見直しに当たっては、単なる税率の引下げではなく、代替財源の確保を行い、地方財政に影響を与えないようすべくであり、また、あわせて、地方税収の偏在是正措置についても、幅広く検討すべきである。

○奈良県税制調査会(平成25年3月設置)

奈良県の税制のあり方を検討する「奈良県税制調査会」を設置。
税源の偏在(格差)是正などについて平成25年6月26日付けで「地方税改革に関する4つの提言」をいただき、この要望に反映。
また、各委員の地方税制に関する考え方を取りまとめた論文集「望ましい地方税のあり方—奈良県税制調査会からの発信—」を作成。

(五十音順)

氏名	所属・職名
上村 敏之	関西学院大学経済学部 教授
城戸 英樹	奈良県立大学地域創造学部 准教授
佐藤 主光	一橋大学国際・公共政策大学院院長、大学院経済学研究科 教授
鈴木 将寛	みずほ総合研究所 主任研究員(前 京都大学経済研究所 准教授)
竹本 亨	帝塚山大学経済学部 准教授
林 宏昭(座長)	関西大学経済学部 教授(副学長)
横山 直子	大阪産業大学経済学部 教授

地方消費税の清算基準における課題

<1> 引上げ分の清算基準(案)

配分(案)	65歳以上人口	3/4	→ 市町村への交付基準	人口のみ 1/1
	18歳以下人口	1/4		

うち1/2を市町村へ交付

引上げ分は、社会保障施策に要する経費に充てるものとされていることから、市町村への交付基準が人口とされていることも踏まえ、「高齢者人口等」を清算基準とすること。

<2> 現行の清算基準

奈良県の1世帯当たり消費支出は全国3位であるにもかかわらず、清算後の1人当たり地方消費税額は全国最下位レベル

→「最終消費地と税の帰属地の不一致」

現行の清算基準が供給サイドの統計数値であることが影響

※1人当たり地方消費税額の格差(都道府県間清算後)

- ・平成24年度 東京都 28,365円、奈良県 15,577円(格差 約1.8倍)
- ・平成23年度 東京都 27,872円、奈良県 15,269円(格差 約1.8倍)
- ・平成22年度 東京都 31,012円、奈良県 15,819円(格差 約2.0倍)

清算基準	小売年間販売額	サービス業対個人事業収入額	人口	従業者数	→	人口	従業者数
(割合)	6/8		1/8	1/8		1/2	1/2

うち1/2を市町村へ交付

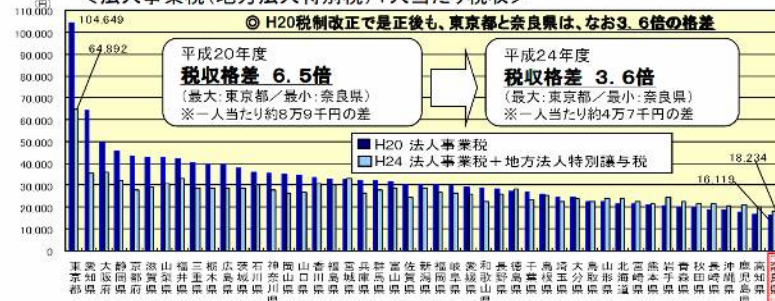
拡大

地方法人課税における課題

<3> 税源交換について

現行の地方法人関係税は、安定性を欠き偏在性が高い。

<法人事業税(地方法人特別税)1人当たり税収>



※平成20年度・法人事業税は、「地方税に関する参考計数資料(総務省自治税務局)」の平成20年度決算額
※平成24年度・法人事業税は、「地方税に関する参考計数資料(総務省自治税務局)」の平成24年度決算額
・地方法人特別譲与税は、24年度(5月期、8月期、11月期及び2月期)の譲与額の合計

● 法人実効税率の見直しについて

法人実効税率の見直しに当たっては、単なる税率の引下げではなく、租税特別措置の廃止・縮小など課税ベースの拡大等により代替財源の確保を行い、地方財政に影響を与えないようすべくである。また、あわせて、地方税収の偏在是正措置についても、地方法人特別税・譲与税の意義や効果も踏まえて、他の偏在是正措置について幅広く検討すべきである。

地方税改革に関する4つの提言

平成25年6月26日
奈良県税制調査会

少子高齢化という大きな社会構造の変化の下、地方政府が住民から求められる役割を適切に果たすためには、急速に進む高齢化による社会保障の財政需要の増嵩に対応するため、税収が安定的で、税源の偏在性が小さい地方税財源の充実が不可欠である。

特に、個別の税目では、地方法人課税については、地方の基幹的税目でありながら、景気に左右されやすく、また最も地域間格差が大きい税目という問題を抱えている。

※ 地方法人2税については、例えばリーマンショック前後(平成20年度と21年度の比較)では▲44%の減収となった他、平成23年度決算における都道府県別人口1人あたりの税収額で最大5.3倍の格差が認められる。

このような状況の下、今般の消費税率の引き上げにあたっては、比較的偏在性の小さい地方消費税について、1.2%の税率引き上げを行うこととされたところであるが、これを機会として、地方消費税について2つ、地方法人課税について2つ、合わせて地方税改革に関する4つの提言を行うものである。

※ 今般の消費税法等の改正にあっても、「税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する」ことが、速やかに必要な措置を講ずる事項として法律に盛り込まれた(消費税法改正法第7条五口)ところ。

<第1の提言－社会保障目的となる地方消費税の清算基準の見直し>

まず、今般の地方消費税率の引き上げ分については、社会保障4経費(年金、医療、介護、少子化対策)等に充てることとされている(社会保障目的税化)。社会保障の給付に大きな役割を担っている地方政府が財政責任を果たす、すなわち住民に税率引き上げの説明責任を果たすためにも、引き上げ分については、地方の社会保障経費を反映する高齢者人口等を清算基準とすべきである。

この場合、最終消費支出と地方消費税収が異なる配分となることから、地方消費税率の引き上げ分は「地方共同税」(地方税の一部を地方共通課題のための共通財源と位置づけ調整する仕組み)として位置づけることが考えられる。

<第2の提言－現行の地方消費税の清算基準の見直し>

現行の地方消費税は、その清算基準が供給側の統計に依っていることから各地方の最終消費支出と清算後の地方消費税収は乖離が生じている。したがって、清算基準を最終消費支出の実態に合わせるべく、人口基準の比率を高め、県外消費支出を考慮した清算基準に変更すべきである。併せて地方消費税は地方固有の税であるとの性格を明確にし、地方全体で説明責任を果たすべきである。

※ 例えば、奈良県では県外購入割合が15.9%と全国1位となっており、その内訳も身の回り品、化粧品などの「その他の消費支出」や「被服及び履物」の比率が高くなっているなど、供給側の統計では正確な最終消費地の把握は困難と考えられる。

<第3の提言－地方法人課税と地方消費税の税源交換>

次に、安定性を欠き偏在性が高い現行の地方法人課税については国税化し、国の消費税については地方消費税化(税源交換)することを検討すべきである。

その際、税源交換による地方消費税の税率は法人税の景気変動を十分考慮したものにするとともに、引き上げ分については、社会保障の財政需要の増嵩という地方における財政需要を踏まえて社会保障財源化することも検討が必要である。

<第4の提言－地方法人特別税制度の維持>

また、今般の地方消費税率の引き上げについては、社会保障目的税としての性格を別としても、税源偏在の是正効果は不十分であることから、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」とされている地方法人特別税制度は当面維持されるべきである。将来的には、普遍性の高い地方税体系の実現に合わせてそのあり方を検討すべきである。

平成25年度以降、この提言をもとに、
関係省庁に対し要望活動を実施

平成27年度の与党税制改正大綱(12月30日決定)のうち、主なものは以下のとおり。

地方消費税の清算基準の見直し

以下のとおり、平成27年4月1日以後に行われる地方消費税の清算について適用されることとなった。

消費に相当する額を構成する「人口」の配分が拡大(1/8 → 1.2/8)

【現行】

小売年間販売額	6/8
サービス業対個人事業収入額 (サービス業基本調査)	
人口	1/8
従業者数	1/8



【見直し案】

小売年間販売額	6/8
サービス業対個人事業収入額 (経済センサス活動調査)	
人口	1.2/8
従業者数	0.8/8

【平成27年度税制改正大綱 抜粋】

第二 平成27年度税制改正の具体的内容

四 消費課税

8 その他

(地方税)

(2) 地方消費税の清算基準について、次の見直しを行う。

- ① 消費に相当する額の75%のウェイトを占める小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額のうち、サービス業対個人事業収入額について、サービス業基本調査に基づき定める額から、経済センサス活動調査のサービス業に係る部分(「サービス関連産業B」(「情報通信業」、「土地売買業」、「土地賃貸業」、「貸家業、貸間業」、「旅行業」及び「競輪・競馬等の競走場、競技団」を除く。))及び「医療、福祉」(「社会保険事業団体」を除く。))に基づき定める額に変更する。
- ② 消費に相当する額の25%のウェイトを占める人口及び従業者数について、その割合を1:1から3:2に変更する。

(注) 上記の改正は、平成27年4月1日以後に行われる地方消費税の清算について適用する。

1 税制の偏在(格差)是正について

影響額

見直し案での試算による影響額等は、以下のとおり。

- 本県の清算のシェアは0.88823%(現行:0.85586%)で、0.03237%(伸び率3.8%)増加。
- 清算シェアの伸び率は全国で6番目に高い。
- 増収見込額は、約14億円(消費税8%(地方消費税1.7%)段階)。
- 一人当たり税収格差は、縮小(1.79倍→1.66倍)したものの、一人当たりの税収は、本県が最下位。
 - ・現行(平成25年度):最大/最小 東京都/沖縄県 1.79倍
 - ・見直し案 :最大/最小 東京都/奈良県 1.66倍

地方消費税の清算基準の見直し(案)にかかる影響額試算

都道府県	消費に相当する額 (総務省案) (百万円)	消費に相当するシェア			割合 a/b	順位	影響額※ (消費税5%ベース) (百万円)	影響額※ (消費税8%ベース) (百万円)	影響額※ (消費税10%ベース) (百万円)
		総務省案 a	現行 b	a-b					
1 北海道	13,035,595	4.41072%	4.44720%	-0.03648%	99.2%	36		▲ 1,563	▲ 2,022
2 青森	2,955,205	0.99992%	1.04848%	-0.04856%	95.4%	46	▲ 1,224	▲ 2,080	▲ 2,692
3 岩手	2,821,002	0.95451%	0.97587%	-0.02135%	97.8%	42	▲ 538	▲ 915	▲ 1,184
4 宮城	5,278,307	1.78597%	1.82918%	-0.04321%	97.6%	44	▲ 1,089	▲ 1,851	▲ 2,395
5 秋田	2,434,085	0.82360%	0.81224%	0.01136%	101.4%	18	286	487	630
6 山形	2,495,315	0.84431%	0.85132%	-0.00700%	99.2%	37	▲ 176	▲ 300	▲ 388
7 福島	4,364,730	1.47685%	1.48708%	-0.01023%	99.3%	34	▲ 258	▲ 438	▲ 567
8 茨城	6,077,423	2.05636%	2.17461%	-0.11825%	94.6%	47	▲ 2,980	▲ 5,065	▲ 6,555
9 栃木	4,616,262	1.56196%	1.57183%	-0.00987%	99.4%	33	▲ 249	▲ 423	▲ 547
10 群馬	4,537,501	1.53531%	1.52734%	0.00796%	100.5%	23	201	341	441
11 埼玉	13,742,701	4.64998%	4.67576%	-0.02578%	99.4%	31	▲ 650	▲ 1,104	▲ 1,429
12 千葉	12,604,742	4.26494%	4.29001%	-0.02507%	99.4%	32	▲ 632	▲ 1,074	▲ 1,390
13 東京	41,115,665	13.91190%	13.90486%	0.00704%	100.1%	25	177	301	390
14 神奈川	19,008,024	6.43156%	6.44695%	-0.01539%	99.8%	27	▲ 388	▲ 659	▲ 853
15 新潟	5,206,284	1.76160%	1.82817%	-0.06657%	96.4%	45	▲ 1,677	▲ 2,851	▲ 3,690
16 富山	2,510,060	0.84930%	0.82203%	0.02728%	103.3%	9	687	1,168	1,512
17 石川	2,809,038	0.95047%	0.92364%	0.02683%	102.9%	11	676	1,149	1,487
18 福井	1,877,823	0.63538%	0.62801%	0.00737%	101.2%	20	186	316	409
19 山梨	1,981,919	0.67060%	0.67185%	-0.00125%	99.8%	26	▲ 31	▲ 53	▲ 69
20 長野	5,056,318	1.71086%	1.73846%	-0.02760%	98.4%	41	▲ 696	▲ 1,182	▲ 1,530
21 岐阜	4,538,517	1.53565%	1.54387%	-0.00822%	99.5%	30	▲ 207	▲ 352	▲ 456
22 静岡	8,950,741	3.02857%	3.06050%	-0.03193%	99.0%	39	▲ 805	▲ 1,368	▲ 1,770
23 愛知	18,040,952	6.10434%	6.16772%	-0.06338%	99.0%	38	▲ 1,597	▲ 2,715	▲ 3,513
24 三重	3,995,677	1.35198%	1.38226%	-0.03028%	97.8%	43	▲ 763	▲ 1,297	▲ 1,679
25 滋賀	2,845,774	0.96290%	0.92844%	0.03446%	103.7%	7	868	1,476	1,910
26 京都	6,193,721	2.09571%	2.11229%	-0.01658%	99.2%	35	▲ 418	▲ 710	▲ 919
27 大阪	21,679,594	7.3551%	7.35545%	-0.01994%	99.7%	28	▲ 503	▲ 854	▲ 1,106
28 兵庫	11,692,713	3.95625%	4.00498%	-0.04873%	98.9%	40	▲ 1,225	▲ 2,083	▲ 2,696
29 奈良	2,625,114	0.88823%	0.85586%	0.03237%	103.8%	6	816	1,387	1,794
30 和歌山	2,054,009	0.69499%	0.67549%	0.01951%	102.6%	12	491	806	1,081
31 鳥取	1,327,828	0.44928%	0.44705%	0.00223%	100.5%	24	56	96	124
32 島根	1,548,293	0.52388%	0.51742%	0.00646%	101.2%	19	163	277	358
33 岡山	4,328,607	1.46463%	1.41997%	0.04466%	103.1%	10	1,125	1,913	2,476
34 広島	6,649,280	2.24985%	2.21082%	0.03903%	101.8%	16	983	1,672	2,164
35 山口	3,109,116	1.05200%	1.01740%	0.03460%	103.4%	8	872	1,482	1,918
36 徳島	1,690,520	0.57200%	0.55778%	0.01423%	102.6%	14	358	609	789
37 香川	2,387,424	0.80781%	0.79270%	0.01511%	101.9%	15	381	647	837
38 愛媛	3,121,679	1.05625%	1.00328%	0.05297%	105.3%	3	1,335	2,269	2,936
39 高知	1,685,102	0.57017%	0.56056%	0.00961%	101.7%	17	242	412	533
40 福岡	11,743,979	3.97369%	3.93996%	0.03374%	100.9%	22	850	1,445	1,870
41 佐賀	1,875,325	0.63454%	0.60981%	0.02472%	104.1%	5	623	1,059	1,370
42 長崎	3,106,193	1.05101%	1.02396%	0.02705%	102.6%	13	682	1,159	1,499
43 熊本	4,075,894	1.37912%	1.36330%	0.01582%	101.2%	21	398	677	877
44 大分	2,698,085	0.91292%	0.91738%	-0.00445%	99.5%	29	▲ 112	▲ 191	▲ 247
45 宮崎	2,566,768	0.86849%	0.83355%	0.03494%	104.2%	4	880	1,496	1,937
46 鹿児島	3,747,257	1.26792%	1.19124%	0.07669%	106.4%	2	1,932	3,285	4,251
47 沖縄	2,737,011	0.92610%	0.85207%	0.07403%	108.7%	1	1,865	3,171	4,104
合計	295,543,169	100.00000%	100.00000%						

※平成25年度の都道府県清算の基礎となる国からの払込金額(全国)2,519,644百万円で計算。

1 税制の偏在(格差)是正について

清算基準の見直しについて

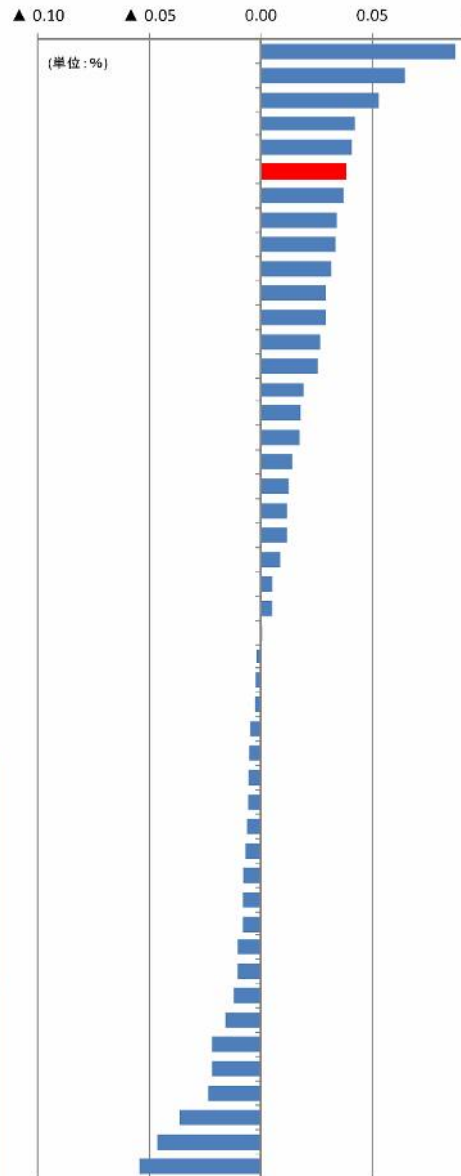
現行

小売年間販売額 「商業統計調査」	
サービス業対個人事業 収入額 「サービス業基本調査」	6 — 8
人口により按分した額	1 — 8
従業者数により按分した 額	1 — 8

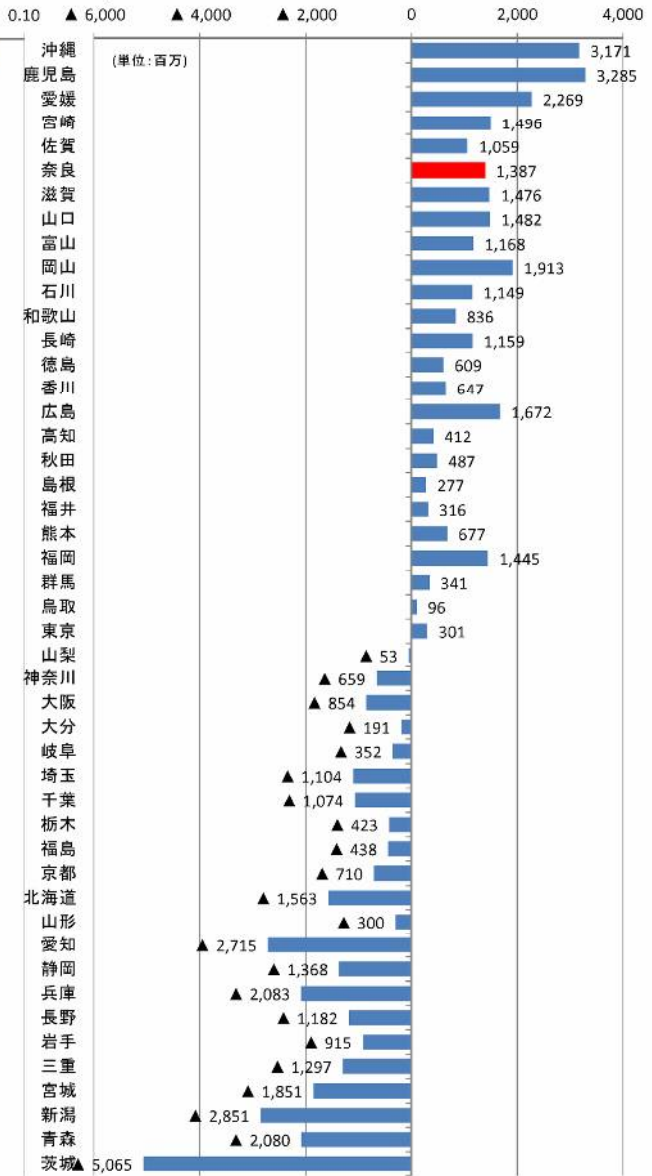
見直し案

小売年間販売額 「商業統計調査」	
・通信・カタログ販売、イ ンターネット販売の除外 を検討	
サービス業対個人事業 収入額 「サービス業基本調査」 から「経済センサス活動 調査」に変更	6 — 8
①非課税取引を行う業 種の一部を除外 (土地売買業、土地賃貸 業、貸借業・貸間業、社 会保険・社会福祉・介護 事業の中の社会保険事 業団体)	
②消費者の所在地で計 上さるべきであるが、 サービスの供給地で計 上されていると考えられ るものを除外 (情報通信業、旅行業、 競輪・競馬等)	
人口により按分した額	1.2 — 8
全体の12.5%から全体 の15%に変更	
従業者数により按分した 額	0.8 — 8
全体の12.5%から全体 の10%に変更	

○総務省「地方消費税の清算基準の見直しについて」による各府県の増加割合



○総務省「地方消費税の清算基準の見直しについて」による各府県の影響額 (平成25年をベースに消費税8%で試算)



出典: 総務省資料から奈良県が作成

1 税制の偏在(格差)是正について

地方消費税の清算基準

現行

見直し案

消費に相当する額 計 2,410,923
 奈良県シェア 0.85586%
 (全国計 281,695,614)

消費に相当する額 計 2,625,114
 奈良県シェア 0.88823%
 (全国計 295,543,169)

現在の本県の奈良県の「消費に相当する額」全国シェアは、0.85586%で、その内訳は、

- ・小売年間販売額 0.9230%
- ・サービス業対個人事業収入額 0.6530%
- ・人口 1.0938%
- ・従業者数 0.7916%

今回の改正で、

- ・小売年間販売額 「変更なし」
- ・サービス業対個人事業収入額 「シェア↑」
- ・人口 「シェア↑」
- ・従業者数 「シェア↓」

となり、トータルシェアが0.88823%となる。

	現行	見直し案
小売年間販売額	平成19年商業統計 1,255,800 (全国シェア0.9230%)	平成26年商業統計が公表されるまでは、平成19年商業統計を用い、平成24年経済センサス活動調査は使用しない。 また、通信・カタログ販売。インターネット販売の除外を検討。 (参考) 平成24年経済センサス活動調査数値 □小売販売額:1,000,597・・・① (全国シェア0.9056%) □うち「無店舗小売業」:62,041・・・② (全国シェア0.9324%) □控除後(①-②):938,556 (全国シェア0.9039%)
サービス業対個人事業収入額	平成16年サービス業基本調査 491,210 (全国シェア0.6530%)	平成24年経済センサス活動調査 650,437 (全国シェア0.7598%) 【除外項目】 ①非課税取引を行う業種の一部を除外。 ②サービスの供給地で計上されていると考えられるものを除外。
人口	人口により按分した額 385,158 (全国シェア1.0938%) 平成22年国勢調査	人口により按分した額 484,910 (全国シェア1.0938%) 平成22年国勢調査
従業者数	従業者数により按分した額 278,755 (全国シェア0.7916%) 平成21年経済センサス基礎調査	従業者数により按分した額 233,966 (全国シェア0.7916%) 平成21年経済センサス基礎調査
	6/8	6/8
	1/8	1.2/8
	1/8	0.8/8

※ 数値はそれぞれ奈良県の値。単位:百万円。

1 税制の偏在(格差)是正について

今回の税制改正では、小売年間販売額について変更は行われませんが、平成26年度商業統計の反映時において、「通信・カタログ販売、インターネット販売」については、各県の売上総額から控除される予定。

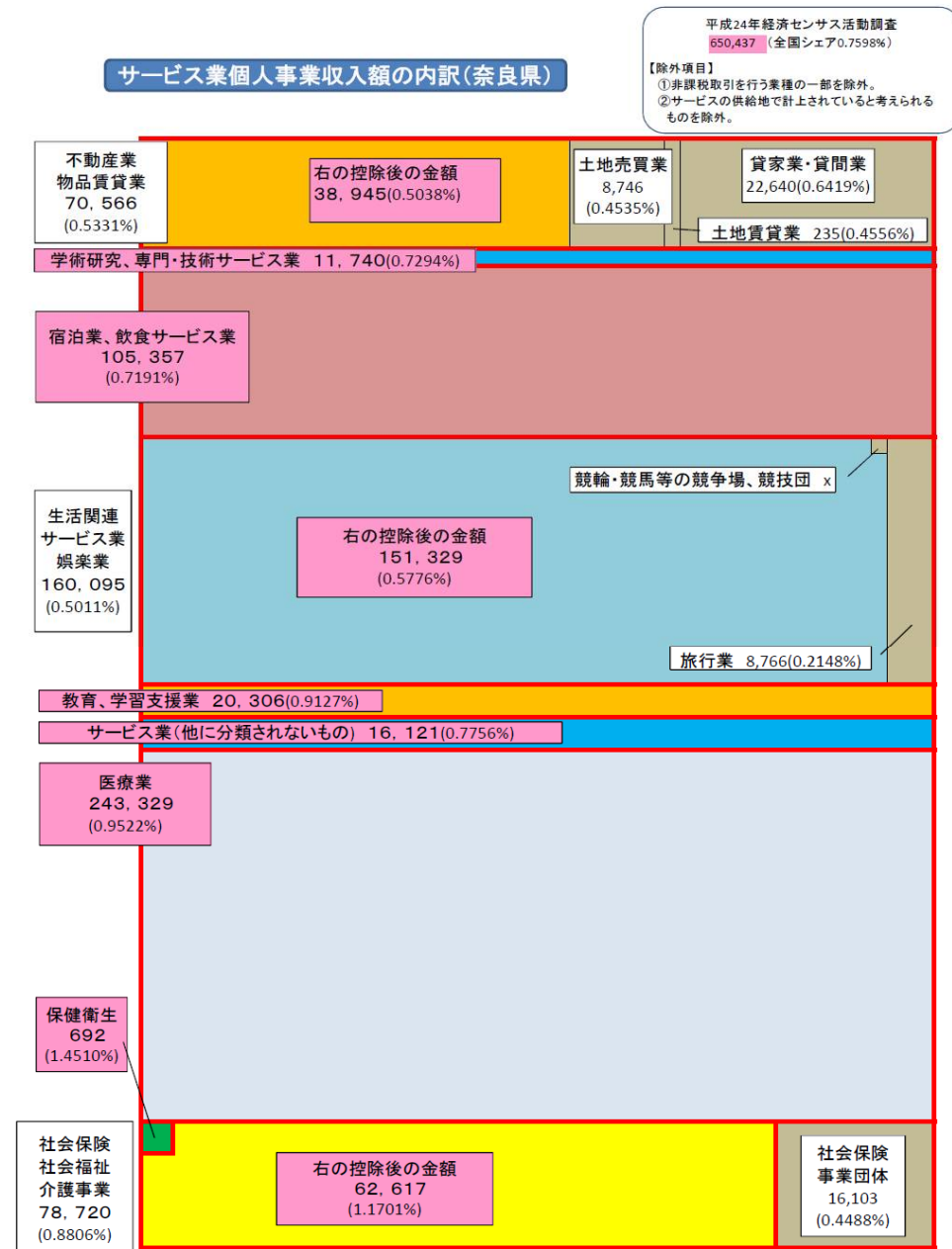
都道府県	小売年間販売額									
	H19商業統計		H24経済センサス 活動調査				H26商業統計			
	小売年間販売額	全国シェア	全体	全国シェア	通信・カタログ販売 インターネット販売	全国シェア	左を除いたもの	全国シェア	小売年間販売額	全国シェア
北海道	6,194,789	4.5534%	4,940,148	4.4711%	193,348	2.9057%	4,746,800	4.5714%		#DIV/0!
青森県	1,454,794	1.0693%	1,187,923	1.0751%	33,829	0.5084%	1,154,094	1.1115%		#DIV/0!
岩手県	1,344,607	0.9883%	1,136,090	1.0282%	47,500	0.7139%	1,088,590	1.0484%		#DIV/0!
宮城県	2,579,402	1.8960%	2,140,579	1.9374%	97,685	1.4681%	2,042,894	1.9674%		√/0!
秋田県	1,158,976	0.8519%	985,842	0.8922%	22,972	0.3452%	962,870	0.9273%		√/0!
山形県	1,233,893	0.9070%	1,044,956	0.9457%	36,640	0.5506%	1,008,316	0.9711%		√/0!
福島県	2,063,796	1.5170%	1,650,182	1.4935%	39,569	0.5947%	1,610,613	1.5511%		√/0!
茨城県	2,973,399	2.1856%	2,450,294	2.2177%	94,987	1.4275%	2,355,307	2.2683%		√/0!
栃木県	2,152,399	1.5821%	1,781,766	1.6126%	56,339	0.8467%	1,725,427	1.6617%		√/0!
群馬県	2,146,216	1.5776%	1,799,049	1.6282%	92,109	1.3843%	1,706,940	1.6439%		√/0!
埼玉県	6,364,399	4.6781%	5,529,402	5.0044%	338,516	5.0874%	5,190,886	4.9991%		√/0!
千葉県	5,787,677	4.2542%	4,778,886	4.3252%	249,210	3.7452%	4,529,676	4.3623%		√/0!
東京都	17,547,749	12.8983%	14,443,552	13.0723%	1,381,064	20.7553%	13,062,488	12.5799%		√/0!
神奈川県	8,593,706	6.3167%	6,969,920	6.3082%	297,289	4.4678%	6,672,631	6.4261%		√/0!
新潟県	2,592,541	1.9056%	2,150,625	1.9464%	85,697	1.2879%	2,064,928	1.9886%		√/0!
富山県	1,185,301	0.8712%	924,048	0.8363%	32,836	0.4935%	891,212	0.8583%		√/0!
石川県	1,341,075	0.9857%	1,057,569	0.9572%	50,088	0.7527%	1,007,481	0.9703%		√/0!
福井県	908,181	0.6675%	706,687	0.6396%	29,181	0.4385%	677,506	0.6525%		√/0!
山梨県	885,287	0.6507%	732,420	0.6628%	22,526	0.3385%	709,894	0.6837%		√/0!
長野県	2,402,101	1.7656%	1,835,830	1.6615%	81,439	1.2239%	1,754,391	1.6896%		√/0!
岐阜県	2,117,541	1.5565%	1,723,270	1.5597%	59,942	0.9008%	1,663,328	1.6019%		√/0!
静岡県	4,101,981	3.0151%	3,240,637	2.9330%	144,608	2.1732%	3,096,029	2.9817%		√/0!
愛知県	8,395,543	6.1710%	6,732,890	6.0937%	309,040	4.6444%	6,423,850	6.1865%		√/0!
三重県	1,948,757	1.4324%	1,586,893	1.4362%	67,252	1.0107%	1,519,641	1.4635%		√/0!
滋賀県	1,362,654	1.0016%	1,179,849	1.0678%	49,490	0.7438%	1,130,359	1.0886%		√/0!
京都府	3,043,889	2.2374%	2,395,244	2.1678%	290,492	4.3657%	2,104,752	2.0270%		√/0!
大阪府	9,804,391	7.2066%	7,890,317	7.1412%	703,635	10.5746%	7,186,682	6.9212%		√/0!
兵庫県	5,533,542	4.0674%	4,361,162	3.9471%	273,850	4.1155%	4,087,312	3.9363%		√/0!
奈良県	1,255,800	0.9231%	1,000,597	0.9056%	62,041	0.9324%	938,556	0.9039%		√/0!
和歌山県	938,714	0.6900%	788,729	0.7138%	22,004	0.3307%	766,725	0.7384%		√/0!
鳥取県	643,116	0.4727%	519,762	0.4704%	20,346	0.3058%	499,416	0.4810%		√/0!
島根県	729,089	0.5359%	624,677	0.5654%	21,320	0.3204%	603,357	0.5811%		√/0!
岡山県	2,055,745	1.5111%	1,576,043	1.4264%	90,049	1.3533%	1,485,994	1.4311%		√/0!
広島県	3,160,157	2.3228%	2,513,227	2.2746%	142,287	2.1384%	2,370,940	2.2834%		√/0!
山口県	1,499,452	1.1022%	1,169,271	1.0583%	35,420	0.5323%	1,133,851	1.0920%		√/0!
徳島県	741,416	0.5450%	558,915	0.5059%	20,637	0.3101%	538,278	0.5184%		√/0!
香川県	1,143,693	0.8407%	892,942	0.8082%	110,623	1.6625%	782,319	0.7534%		√/0!
愛媛県	1,389,350	1.0212%	1,151,162	1.0419%	49,216	0.7396%	1,101,946	1.0612%		√/0!
高知県	757,094	0.5565%	617,573	0.5589%	24,499	0.3682%	593,074	0.5712%		√/0!
福岡県	5,429,283	3.9907%	4,348,918	3.9360%	382,233	5.7444%	3,966,685	3.8202%		√/0!
佐賀県	823,348	0.6052%	651,439	0.5896%	17,916	0.2693%	633,523	0.6101%		√/0!
長崎県	1,399,069	1.0284%	1,162,554	1.0522%	190,766	2.8669%	971,788	0.9359%		√/0!
熊本県	1,768,909	1.3002%	1,481,435	1.3408%	104,032	1.5634%	1,377,403	1.3265%		√/0!
大分県	1,210,043	0.8894%	968,404	0.8765%	44,006	0.6613%	924,398	0.8902%		#DIV/0!
宮崎県	1,149,837	0.8452%	911,788	0.8252%	45,762	0.6877%	866,026	0.8340%		#DIV/0!
鹿児島県	1,617,573	1.1890%	1,309,037	1.1848%	63,976	0.9615%	1,245,061	1.1991%		#DIV/0!
沖縄県	1,116,978	0.8210%	887,361	0.8031%	25,770	0.3873%	861,591	0.8299%		#DIV/0!
合計	136,047,252	100.0000%	110,489,864	100.0000%	6,654,036	100.0000%	103,835,828	100.0000%	0	#DIV/0!

現在調査中

※ 通信・カタログ販売、インターネット販売は、平成24年経済センサス-活動調査 卸売業・小売業に関する集計 産業編(都道府県表)第2表「無店舗小売業」欄の数値。

1 税制の偏在(格差)是正について

今回の税制改正では、「サービス業対個人事業収入額」は、「平成19年度商業統計」から「平成26年度経済センサス活動調査」に変更されるが、非課税取引を行う業種やサービスの供給地で計上されていると考えられるものは除外されることとなっている。



※ 数値はそれぞれ奈良県の値。単位:百万円。

1 税制の偏在(格差)是正について

地方消費税清算見直し

県収入14億円増

27.1.22

奈良県

1人換算、依然最下位

国や地方自治体で新年度予算編成の作業が進む中、昨年12月30日に決定された平成27年度の与党税制改正大綱で、「地方消費税」の清算基準の見直しが決まった。これによって県の収入は約14億円増えるという。1世帯当たりの消費支出額自体は全国の都道府県でトップクラスなのに、地方消費税の収入は全国最下位という「最終消費地と税の帰属地の不一致」の是正を求め続けてきた本県にとって朗報といえそうだ。それでも1人当たりの税収は全国最下位で、道のりはなお厳しい。

昨年4月の引き上げで税率8%となった消費税。このうち6.3%が国の税で、1.7%は地方消費税。あまり知られていないが、地方消費税は県税だ。県内の2人以上で暮らす世帯の1世帯当た

りの毎月の消費支出額は32万7550円(全国平均30万9366円)総務省の平成21年全国消費実態調査で富山、神奈川県に次いで3位。このうち、県外での消費支出(購入)は15

・9%で、2位の埼玉は13.4%以下を大きく引き離して全国一の高率だ。背景には、県外就業率(他府県で働いている15歳以上の人)の割合が29.9%(22年度国勢調査)で全国1位となっている影響

もありそうだ。県内市町村では、生駒市56.2%、王寺町45.6%、三郷町45.5%、香芝市43.6%、平群町42%など、大阪に隣接する北西部地域の県外就業率が極めて高い。

地方消費税は、いったんは課税地で集約されるが、各都道府県ごとの「消費に相当する額」に応じて清算・配分される仕組み。その基準は、8分の6が小売年間販売額とサービス業(対個人)の事業収入額、8分の1が人口、8分の1が従業者数。

今回の清算基準の見直しでは、人口が8分の1.2、従業者数が8分の0.8となる。人口

による配分が、1対1から3対2に増える。荒井正吾知事は「従来県が主張してきた問題点を是正する方向が出された」と評価する。ただ、1人当たりの税収格差を見ると、見直しでも税収最大の東京都と最小の本県との差は1.66倍もある。

このため、県は引き続き、県外消費支出を考慮した基準にさらには是正するよう、国に要望していく構えだ。ただ一方で、県内消費の拡大と、そのため県内企業・雇用増といった大きな課題が残っているのも確か。大阪などの大都市への消費や就業面での依存を減らしていく「自立」への道は険しく、アイデア創出や全県総力を挙げての取り組みが強く求められる。

法人税改革

◎ 法人税率を平成27年度に1.6%引き下げ(25.5%→23.9%)

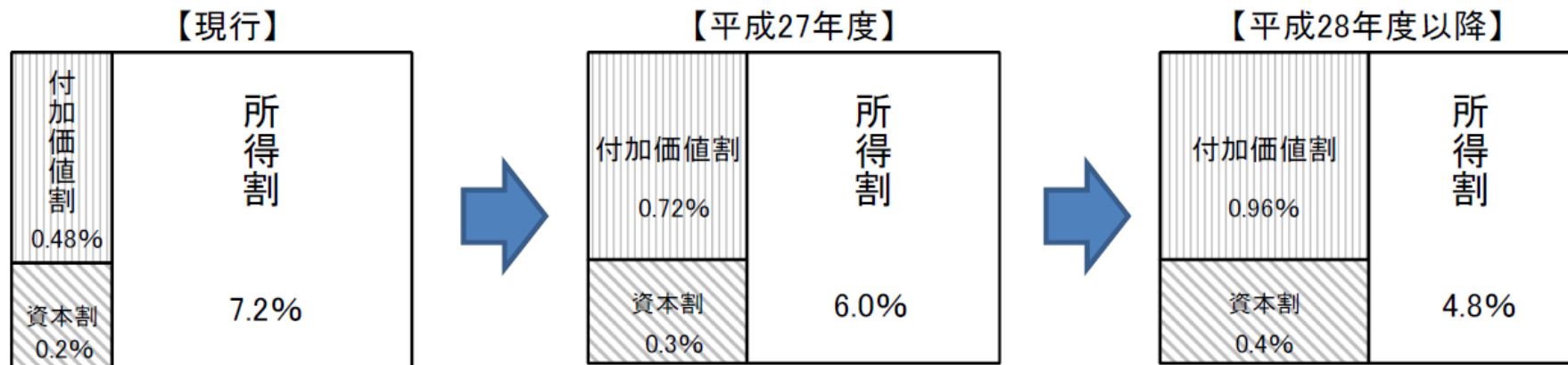
◎ 法人事業税の外形標準課税の拡大

○ 資本金1億円超の普通法人に導入されている外形標準課税(付加価値割、資本割)を、2年間で、現行の4分の1から2分の1に段階的に拡大。(現行1/4→㉓ 3/8→㉔ 1/2)

※ 国・地方を通じた法人実効税率: 現行34.62% → ㉓ 32.11%(▲2.51%) → ㉔ 31.33%(▲3.29%)

[標準税率]	現行	平成27年度	平成28年度以降
付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%
資本割	0.2%	0.3%	0.4%
所得割 ※	7.2% (4.3%)	6.0% (3.1%)	4.8% (1.9%)

* 括弧書きは、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率。



※ 所得割の所得400万円以下、400万円超から800万円以下の税率は、比例的に措置する。
また、所得割の税率には地方法人特別税を含む。

1 税制の偏在(格差)是正について

赤字企業、1600万円負担増

総務省 外形課税強化で試算 資本金1億円超

赤字企業は法人事業税の負担が重く

	資本金	社数	負担の変動額
赤字企業	100億円以上	400	15,500
	50億円超100億円未満	200	2,900
	10億円超50億円以下	900	1,500
	1億円超10億円以下	4,800	300
	合計	6,400	1,600
黒字企業	100億円以上	1,000	▲5,900
	50億円超100億円未満	600	▲800
	10億円超50億円以下	2,700	▲700
	1億円超10億円以下	12,600	▲200
	合計	16,900	▲700

(注)2013年度課税実績から試算、社数は四捨五入。変動額は1社平均、単位万円、▲は減

総務省は資本金1億円超の企業を対象に2015年度から2年間実施する給与総額などにかける外形標準課税の強化によって、企業の税負担がどう変わるかを試算した。赤字企業は年間の法人事業税の支払いが平均1600万円増える。外形課税を強めるかわりに利益への課税を減らすため、黒字企業は支払いが平均700万円減る。

決まり、16年度までの2年間、16年度までの2年間、16年度までの2年間で全体の税額は変えずに外形課税と利益課税の比率を半々にする。赤字企業から一定の税金を集まるようにして税金を安定させるとともに、黒字企業の負担を減らすのがねらいだ。企業が利益を増やすと得るしく、課税の税率を合わせた法

18日に開いた地方財政審議会(総務相の諮問機関)の検討会に試算結果を示した。資本金1億円超の企業に課す法人事業税は現在、4分の1が給与総額や資本金にかける外形課税、4分の3が利益課税になっている。15年度税制改正で見直しが

1 税制の偏在(格差)是正について

法人事業税の所得割の税率引下げ及び外形標準課税の拡大等による影響額(試算)

外形標準課税の拡大による影響額は、奈良県全体では約616百万円(6.7%増)と見込まれる。

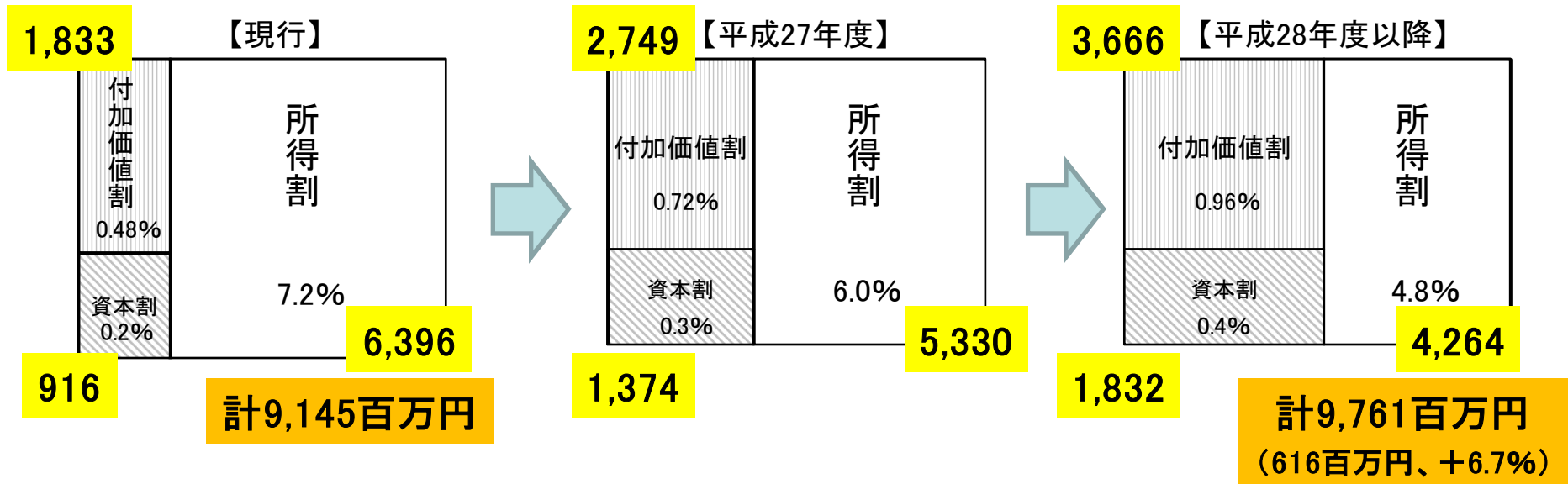
これは、赤字企業または規模の割には収益が少ない企業が多いためと考えられる。

また、県内本社企業に限ると、23.1%の増加が見込まれることから、県内で事業活動する企業は全体的に収益力が低いと考えられ、今回の税制改正の影響は、増税側に傾くこととなる。

※参考 全国全体でみると、外形標準課税の拡大による影響はほとんどない(▲0.2%)。

【奈良県】(外形対象法人全体)

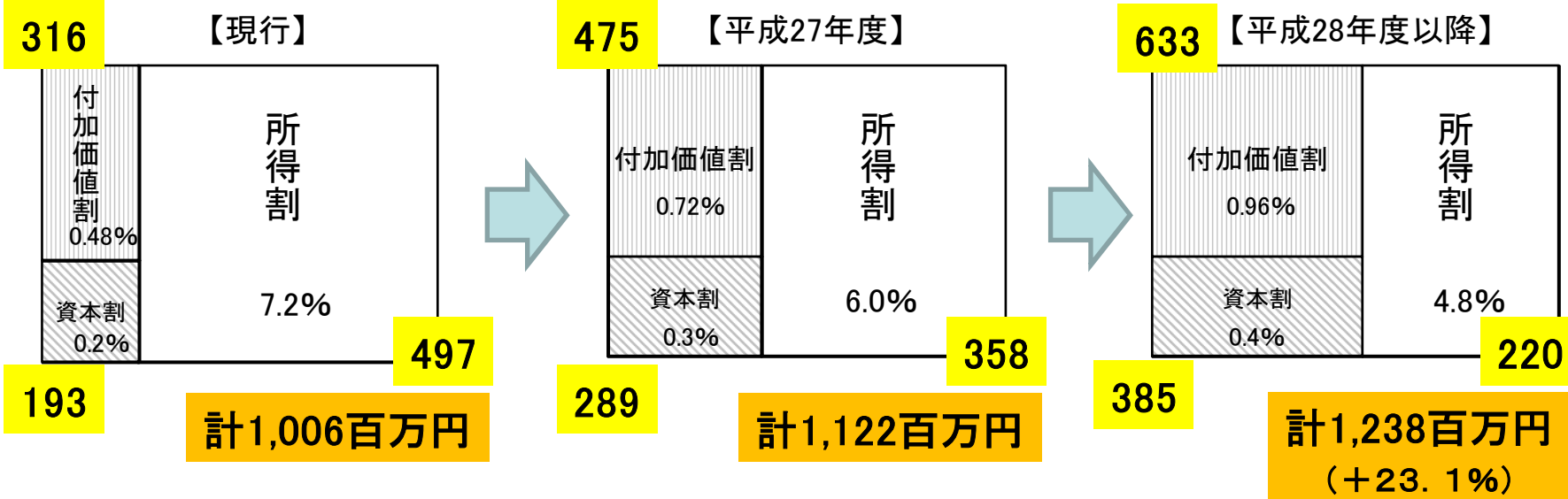
単位:百万円(含地方法人特別税)



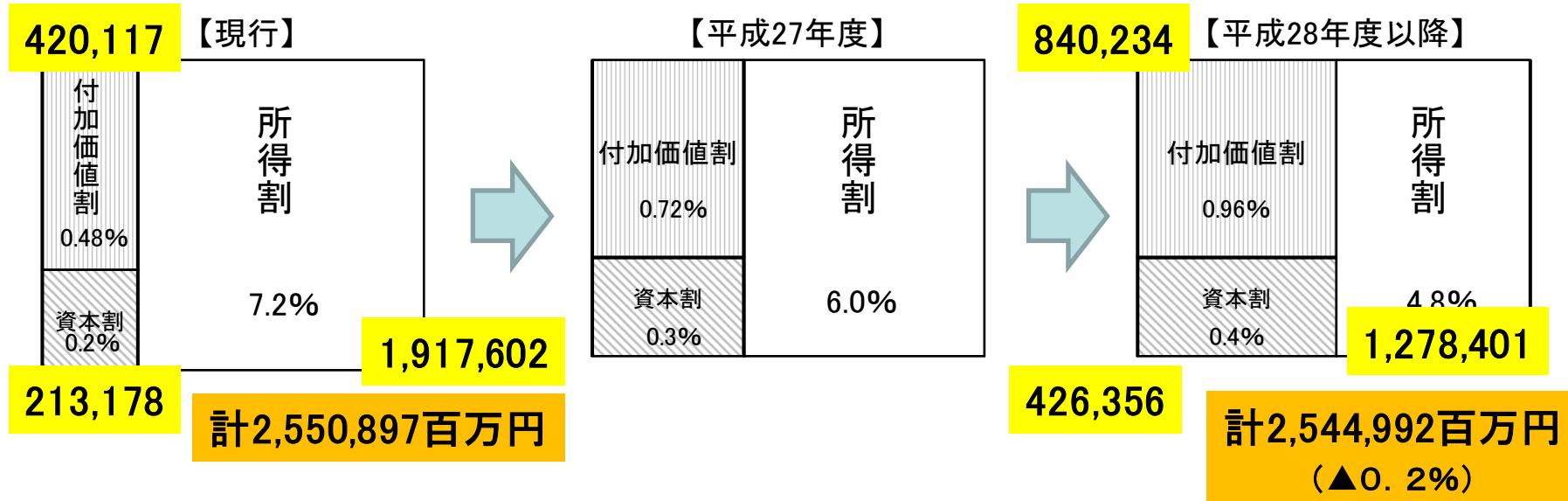
1 税制の偏在(格差)是正について

単位:百万円(含地方法人特別税)

【奈良県】(外形対象法人県内本店法人)



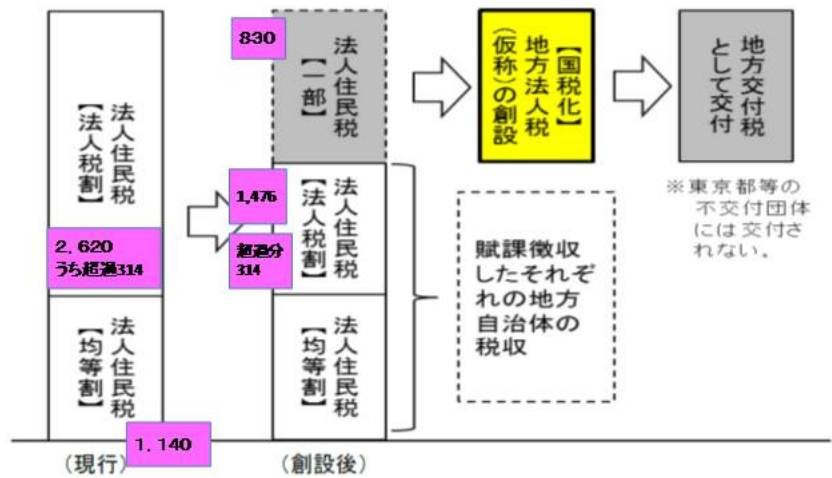
【全国】



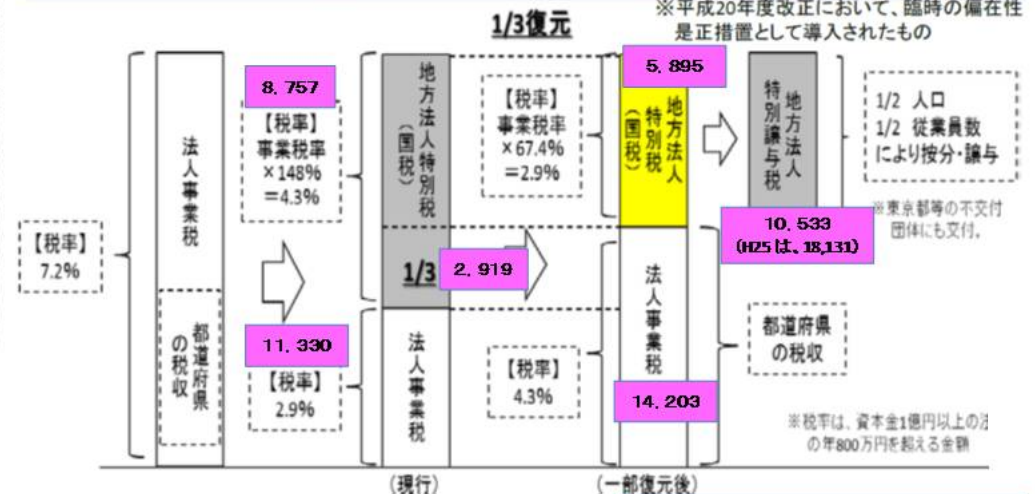
- 消費税率8%の段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を国税化して、新たに「地方法人税(仮称)」を創設し、その税込額を地方交付税原資とする。
- また、平成20年度改正において、臨時の措置として導入されている「地方法人特別税・譲与税」については、1/3の規模を法人事業税に復元する。
- 奈良県においては、地方法人特別税制度において、「地方法人特別税<地方法人特別譲与税」となっており、今回の一部復元によりネット収入額は減少。

- 法人住民税法人税割の引下げ。
 - ・都道府県 税率 5.0% (5,459億円) → 3.2% (▲1.8%) (1,965億円)
 - ・市町村 税率 12.3% (13,921億円) → 9.7% (▲2.6%) (2,943億円) ※金額は平成25年度収入見込み額
- 「地方法人税(仮称)」を創設(上記引下げ分相当 : 税率: 4.4% 課税標準は各課税事業年度の法人税額) し、その税込額を交付税特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資とする。
- 地方法人特別税・譲与税は、1/3の規模を法人事業税に復元。【地方法人特別税込】 17,643億円(平成25年度収入見込み額) → 1/3の額: 約5,900億円を復元。

【法人住民税関係】
「地方法人税(仮称)」の創設(平成26年10月1日~)



【法人事業税関係】
地方法人特別税※の一部復元(平成26年10月1日~)



法人事業税と地方法人特別譲与税の改正前後比較
(現行: 11,330+18,131 > 改正後: 14,203+10,533 (百万円))

※数値は、奈良県税収(平成25年度決算見込) 単位: 百万円
改正後の数値は平成26年度予算を元に試算

2 地方創生のための税制について

平成27年度政府予算編成に関する提案・要望(H26.11)

リニア中央新幹線の三重・奈良ルートによる早期の開業と開業を促進するための税制措置の新設について

【担当省庁】財務省、総務省、国土交通省

国にお願いすること

- 「リダンダンシー路線全線同時開業促進税制」の新設について
- 税制改正案を税制調査会などで御検討いただきたい。
 - JR東海の検討の用に供していただくため、国の考え方として提案していただきたい。
 - さらに必要ならば、特別立法措置を講じていただきたい。

プロジェクトの内容と効果

- 1 早期の環境影響評価実施による路線確定**
- (1) 「奈良市附近」駅を早期に確定し、「駅着工」を実施できるよう措置されたい。
 - (2) 名古屋・大阪間においてルートや中間駅の位置が早期に確定するよう、早急に環境影響評価の手続きが着手され路線が確定されるよう、国において調整されたい。
 - (3) 路線は、リダンダンシーの観点から、平成23年5月に決定された整備計画通り、東海道新幹線とできる限り離れた「奈良市附近」を経過地とした三重・奈良ルートとされたい。

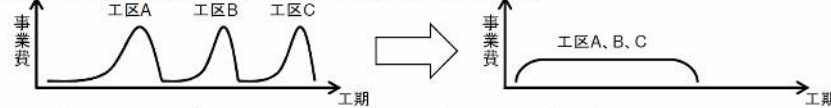
◆ 名古屋・大阪間は、道路、鉄道とも並行した形態で使用されているため、リダンダンシーの観点に立った整備が必要



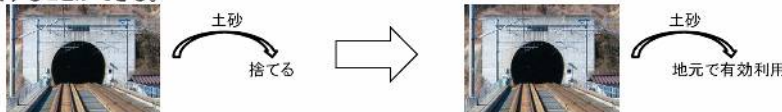
- 2 全線同時開業促進のための税制措置**
- 三重・奈良ルートによる全線同時開業を促進するためには、JR東海に財務負担を極力かけることなく、建設が事実上先行して実施されることが望ましい。
- そのため、建設に係る土地取得と土砂処分に大きな責任が生じる通過地域の県が円滑な事業の促進のため、先行して事業を行える仕組みが必要である。

◆ リダンダンシー路線全線同時開業促進税制の効果

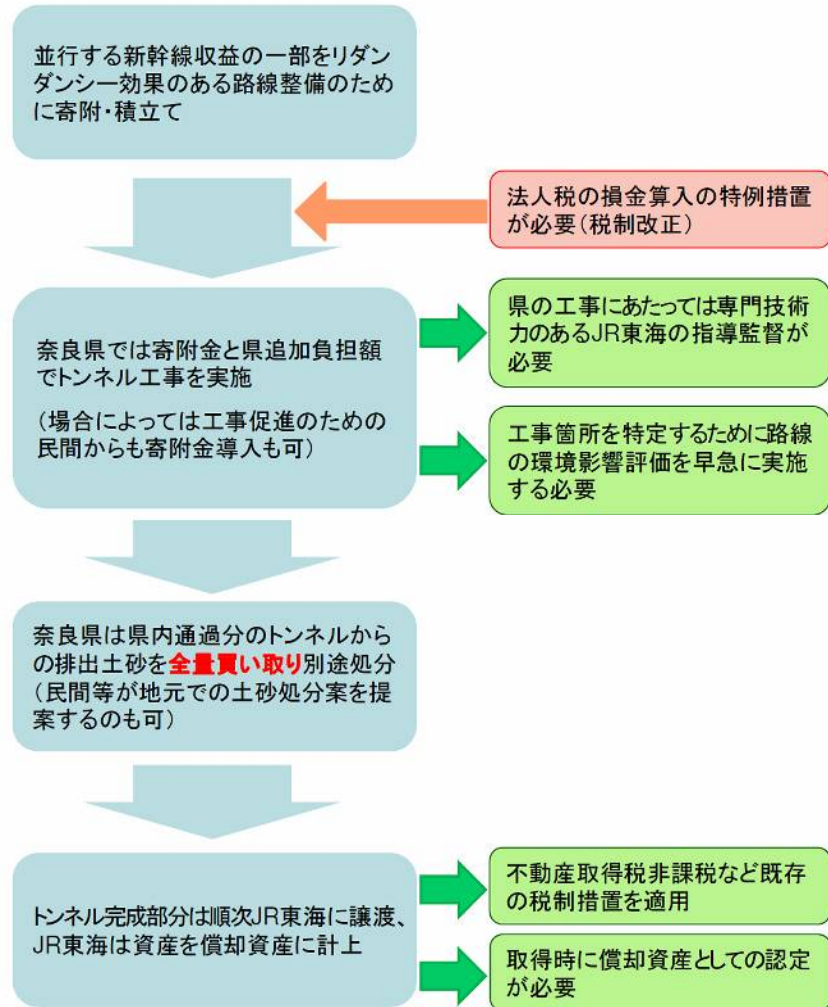
- (1) 相当事前に工事を行うことにより、工事規模を平準化できる。



(2) 県が先行して建設プロセスに入ることにより、土砂の処分と経費を節約し、かつ、土砂を有効に利用することができる。



● 御提案する「リダンダンシー路線全線同時開業促進税制」の仕組み



2 地方創生のための税制について

平成27年度政府予算編成に関する提案・要望(H26.11)

地方における技術研究組合の設立と設立を促進する税制措置の新設について

【担当省庁】財務省、総務省、経済産業省

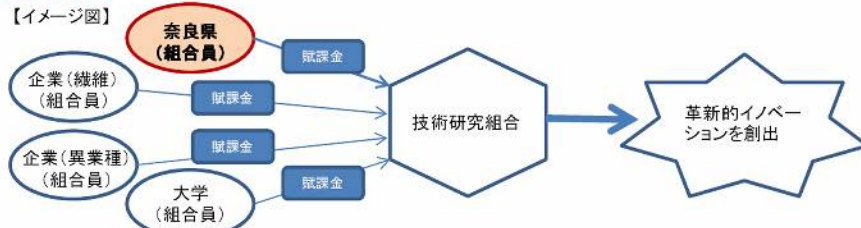
国にお願いすること

- 1 大企業の少ない地方においても技術研究組合の設立が促進されるよう、「地方版技術研究組合」制度を新たに創設され、その設立認可権限に地方の意向が組み込まれるようにされたい。
- 2 「地方版技術研究組合」制度について、現行の技術研究組合と同様の税制支援をお願いしたい。
- 3 技術研究組合の賦課金にかかる研究開発税制を拡充されたい。

プロジェクトの内容

- ① 奈良県のこれまでの主要な地域産業である繊維産業やプラスチック産業には、異業種も巻き込みでの革新的イノベーションの創出が不可欠である。
- ② そこで、県も賦課金の拠出をして、「繊維関連企業と異業種」或いは「プラスチック関連企業と異業種」などの地域異業種コンソーシアムが実現できるような研究課題を提案し、県内外の企業に広く呼びかけ、それに応じた企業と県が連携して「技術研究組合」を結成する。

【イメージ図】



【研究課題と連携企業の例】

○繊維分野と農業分野の連携

- ・柿渋を添加した抗菌靴下、抗菌マット等の開発

○プラスチック分野と住宅分野の連携

- ・床材等に適用できる燃えにくい木質プラスチックの開発

プロジェクトの効果

- ・異業種間の交流促進による、これまでにない高付加価値商品の開発
- ・地域産業の活性化による、雇用の拡大

【県担当部局】 総務部税務課 産業・雇用振興部産業政策課

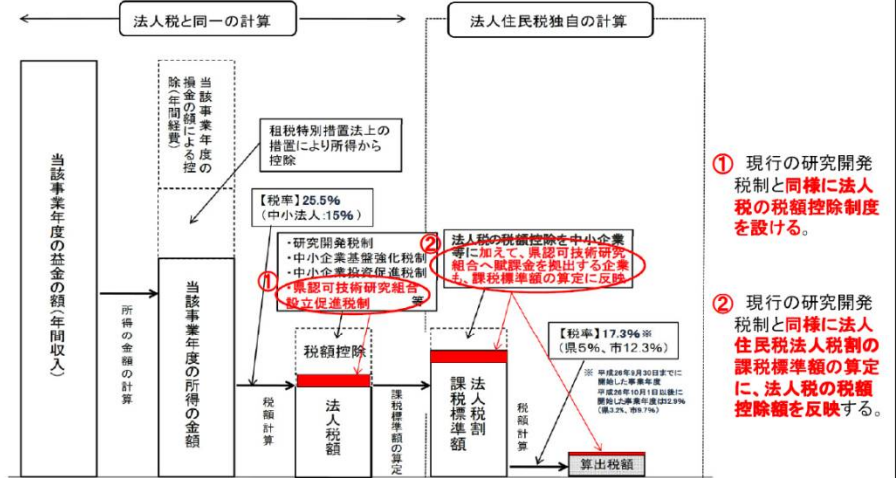
お願いする内容

1 「地方版技術研究組合」制度の創設

- ・主たる事務所、研究施設が県内に所在する企業、大学等が組合員の技術研究組合の認可権限を都道府県に付与されたい。

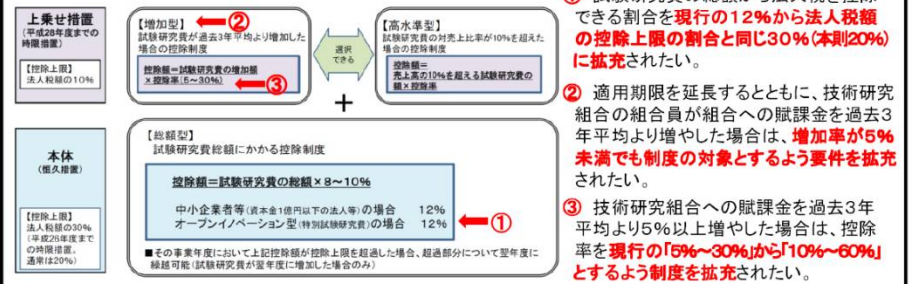
2 「地方版技術研究組合」の設立を促進する税制の創設

【制度イメージ】



3 技術研究組合の賦課金にかかる研究開発税制の拡充

【現行の研究開発税制と改正内容のイメージ】



【県担当部局】 総務部税務課 産業・雇用振興部産業政策課

地方拠点強化税制

企業の地方の拠点の強化(企業の本社の地方移転や地方事業所の拡充)を促進する税制措置(投資減税、雇用促進税制の特例)を創設

改正概要 【適用期間:平成29年度末までに投資計画が承認された事業者について、承認日より2年間に実施した投資が対象】

拡充型(含対内直投)

地方の企業の拠点拡充

地方にある企業の本社機能(※)等の強化を支援

※ 本社機能とは、経営意思決定、経営資源管理(総務、経理、人事)、各種業務統括(研究開発、国際事業等)などの事業所をいう。工場及び当該地域を管轄する営業所等は含まない。拡充だけでなく新設も含まれる。



移転型

東京一極集中の是正
地方移転の促進

東京23区からの移転の場合、拡充型よりも**支援措置を深掘り**



以下の要件を満たす自治体が計画を策定し国が認定

1. 地域要件: 右記の移転型の要件に加えて、単独自治体、又は地域連携により、概ね人口10万人以上の経済圏を構成し、一定の事業集積が認められる地域

企業の地方拠点強化に関する計画(知事認定)

オフィス減税

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却15%又は税額控除4% (※) **《新設》**
※計画承認が平成29年度の場合は2%
(措置対象: 建物、建物附属設備、構築物)
(取得価額要件: 大企業2,000万円、中小企業1,000万円)

雇用促進税制

- ① 増加雇用者1人当たり50万円を税額控除 **《従来の40万円に、地方拠点分は10万円上乘せ》**
- ② 法人全体の雇用増加率10%未満の場合でも、1人当たり20万円を税額控除 **《新設》**

以下の要件を満たす自治体が計画を策定し国が認定

1. 地域要件: 東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部を除く全地域
2. 本社機能の受入促進策を講じていること

企業の地方拠点強化に関する計画(知事認定)

オフィス減税

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却25%又は税額控除7% (※) **《新設》**
※計画承認が平成29年度の場合は4%
(措置対象: 建物、建物附属設備、構築物)
(取得価額要件: 大企業2,000万円、中小企業1,000万円)

雇用促進税制

- ① 増加雇用者1人当たり最大80万円を税額控除 **《拡充型50万円に、地方拠点分は更に30万円上乘せ》**
- ② ①のうち30万円分は、雇用を維持していれば、最大3年間継続 **《新設》**
- ③ ②は法人全体の雇用増がなくても、東京から地方への移転者にも適用 **《新設》**

(参考) 地方における企業の拠点強化を促進する特例措置(オフィス減税)

オフィス減税の適用対象の建物等のイメージ

事例①(本社)

○東京に本社を置く企業が、創業の地である地方都市に新社屋を建設し、本社を移転。



事例②(研究所)

○効率的に研究開発成果を量産に結びつけるため、東京本社から研究開発機能を地方の主力生産工場がある地域に集約化し、研究所を工場敷地内に新たに建設。



事例③(研修所)

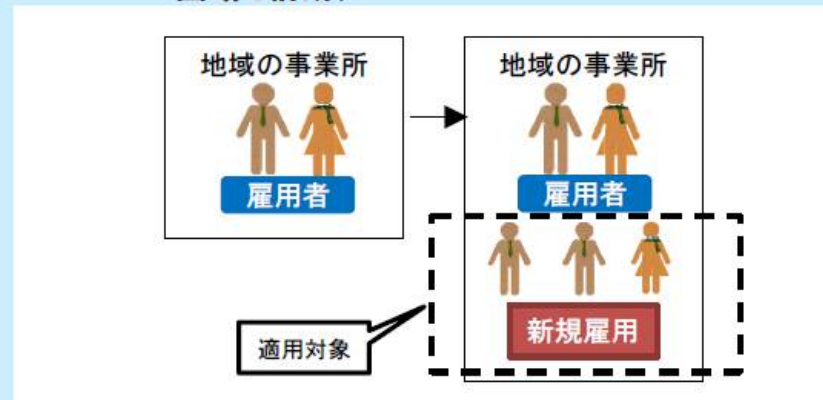
○本社等の複数事業所に分散されていた教育機能を一元化するために、地方に総合研修施設を建設。



(参考)地方における拠点強化を促進する特例措置(雇用促進税制の特例措置)

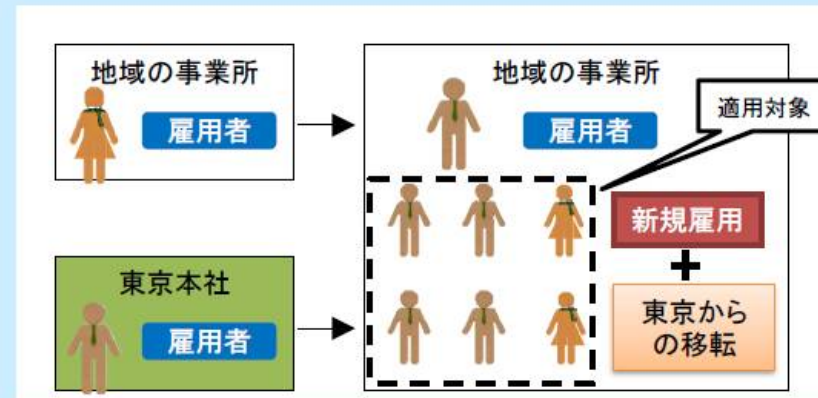
雇用促進税制特例措置の適用のイメージ

拡充型 (自治体連携により概ね10万人以上の圏域を構成)



地方拠点の当期増加雇用者数一人当たり
 ★法人全体の雇用者増加率が10%以上 **50万円**
 ★法人全体の雇用者増加率が10%未満 **20万円**
 を税額控除
 (ただし、法人全体の雇用者の純増数を上限)

移転型



①地方拠点の当期増加雇用者数一人当たり
50万円/20万円 を税額控除
 (ただし、法人全体の雇用者数の純増数を上限)
 ② ①に加え、当該地方拠点における当期増加雇用者数一人当たり
30万円 の税額控除を追加
 (②は最大3年間継続(計90万円)。ただし、当該地方拠点の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した後は不適用)

現行の雇用促進税制

適用要件

- ・適用年度中に雇用保険一般被保険者の数が5人(中小企業は2人)以上かつ10%以上増加
- ・適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと
- ・適用年度における「支払給与額」が、その前事業年度よりも、一定以上増加 等

措置内容 雇用増加人数1人当たり**40万円**の税額控除

税額控除のイメージ

	1年目	2年目	3年目
30万	30万	30万	
50万			

初年度 **1人最大80万円**
 3年間 **1人最大140万円**

先月、空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行。
 今後は、倒壊の恐れなどがある危険な空き家に対し、税制面でも空き家対策を促すことが可能となった。
 具体的には、敷地に住宅があると固定資産税が最大6分の1になる優遇措置があり、空き家を取り壊さず放置しておく誘因となってきた。市町村が特定空き家として勧告すると適用の対象外となる。

空き家等対策の推進に関する特別措置法 (平成 26 年法律第 127 号) の概要

背景 公布日：平成 26 年 11 月 27 日

適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のため対応が必要 (1 条)
 参考：現在、空き家は全国約 820 万戸 (平成 25 年)、401 の自治体が空き家条例を制定 (平成 26 年 10 月)

定義

○ 「空き家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地 (立木その他の土地に定着する物を含む。) をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。(2 条 1 項)

○ 「特定空き家等」とは、
 ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 ③ 適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
 ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空き家をいう。(2 条 2 項)

空家等

- ・市町村による空き家等対策計画の策定
- ・空き家等の所在や所有者の調査
- ・固定資産税情報の内部利用等
- ・データベースの整備等
- ・適切な管理の促進、有効活用

特定空き家等

- ・措置の実施のための立入調査
- ・指導→勧告→命令→代執行の措置

施策の概要

国による基本指針の策定・市町村による計画の策定等

- 国土交通大臣及び総務大臣は、空き家等に関する施策の基本指針を策定 (5 条)
- 市町村は、国の基本指針に即した、空き家等対策計画を策定 (6 条)・協議会を設置 (7 条)
- 都道府県は、市町村に対して技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等必要な援助 (8 条)

空き家等についての情報収集

- 市町村長は、
 ・ 法律で規定する限度において、空き家等への調査 (9 条)
 ・ 空き家等の所有者等を把握するために固定資産税情報の内部利用 (10 条) 等が可能
- 市町村は、空き家等に関するデータベースの整備等を行うよう努力 (11 条)

空き家等及びその跡地の活用

市町村による空き家等及びその跡地に関する情報の提供その他これらの活用のための対策の実施 (13 条)

特定空き家等に対する措置 (※)

特定空き家等に対しては、除却・修繕・立木竹の代理等の措置の助言又は指導、勧告、命令が可能
 さらに、要件が明確化された行政代執行の方法により強制執行が可能。(14 条)

財政上の措置及び税制上の措置等

市町村が行う空き家等対策の円滑な実施のために、国及び地方公共団体による空き家等に関する施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充を行う (15 条 1 項)。
 このほか、今後必要な税制上の措置等を行う (15 条 2 項)。

施行日：平成 27 年 2 月 26 日 (※関連の規定は平成 27 年 5 月 26 日)

倒壊危機空き家
 除去・修繕命令
 特措法きょう全面施行
 全国に820万戸ある
 空き家対策のための特別
 措置法が26日に全面施行
 される。倒壊の恐れなど
 がある危険な空き家に対
 し、市町村が除去や修繕
 などの命令や強制執行を
 できるようにする。国は
 危険な空き家を判断する
 参考基準を策定し、市町
 村は地域の実態に合った
 たちで運用し安心安全で
 効率的なまちづくりを進
 める。

空き家対策の特別措置
 法は2月に一部を除き施
 行となったが、26日から
 は強制力のある制度の運
 用が始まる。
 市町村が倒壊の恐れな
 どがある「特定空き家」
 と認定すれば、除去や修
 繕などの指導ができる。

H27.5.16 日本経済新聞朝刊

空家の除却等を促進するための土地に係る固定資産税等に関する所要の措置(固定資産税等)

空家の全国的な増加が懸念される中、空家の除却・適正管理を促進し、市町村による空家対策を支援する観点から、空家の存する敷地に係る固定資産税等について必要な措置を講ずる。

制度の概要

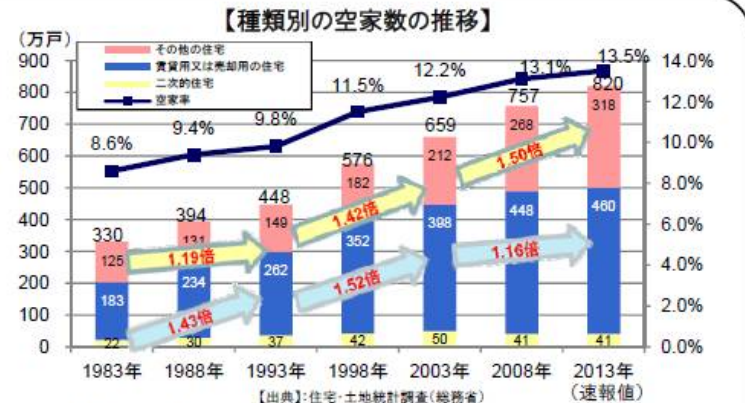
「空家等対策の推進に関する特別措置法」(平成26年法律第127号)の規定に基づき、市町村長が特定空家等(注)の所有者等に対して周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告した場合は、当該特定空家等に係る敷地について固定資産税等の住宅用地特例(※)の対象から除外することとする。(注)周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にある空家等

施策の背景

- 空家の総数(H25年10月1日時点で820万戸)は増加し続けており、今後とも、人口減少により全国的な空家の増加が懸念される状況。
- 特に、管理が不十分になった空家は、火災の発生や建物の倒壊、衛生面や景観面での悪化等多岐にわたる問題を発生させることから、空家対策の重要性が高まっている。
(地方公共団体においても、空家の適正管理等に関する条例が401件(H26.10時点)施行されている。)
- このような適切な管理が行われていない空家が放置されることへの対策として、固定資産税等の特例措置(人の居住の用に供する家屋の敷地に適用される住宅用地特例)を解除すべきとの指摘がある。
- また、前臨時国会において「市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする」との規定を含む「空家等対策の推進に関する特別措置法」が成立したところ。
- 以上を踏まえ、空家の除却・適正管理を促進し、市町村による空家対策を支援する観点から、固定資産税等の住宅用地特例に係る上述の措置を講ずることが必要。

(※現行の住宅用地特例)

	小規模住宅用地 (200㎡以下の部分)	一般住宅用地 (200㎡を超える部分)
固定資産税の課税標準	1/6に減額	1/3に減額



(参考)空家の種類
 ・二次的住宅:別荘及びその他(たまたま宿泊する人がいる住宅)
 ・賃貸用又は売却用の住宅:新築・中古を問わず、賃貸又は売却のために空家になっている住宅
 ・その他の住宅:上記の他に人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えるなどのために取り壊すことになっている住宅など

【管理が不十分な空家のイメージ】



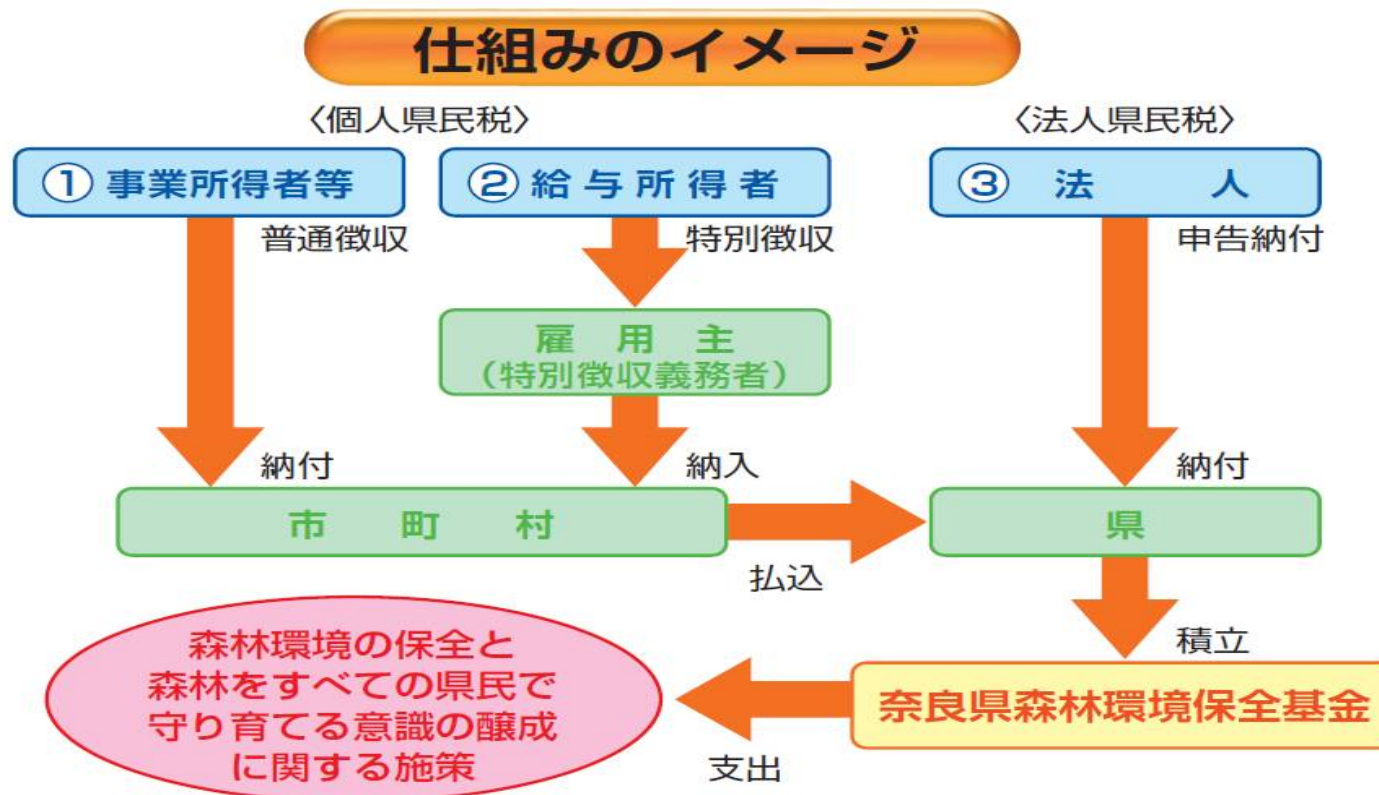
長期間人が住んでいない空家



窓が割れ、放置されている空家

1. 森林環境税の概要

- ・ 県土の保全、自然環境の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の公益的機能の重要性に鑑み、平成18年度より導入(期限5年、18年度～22年度)、平成23年度に5年延長(23年度～27年度)
- ・ 会計を区分し用途を明確化するため、税収は「奈良県森林環境保全基金」に積み立て、森林環境の保全と森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する事業経費に充当
- ・ 課税の仕組み
 - ・ 課税方法……「県民税均等割」に上乘せする方法
 - ・ 税 率…… 個人:年額500円、 法人:森林環境税課税前の均等割額の5%相当額



2. 税収推移

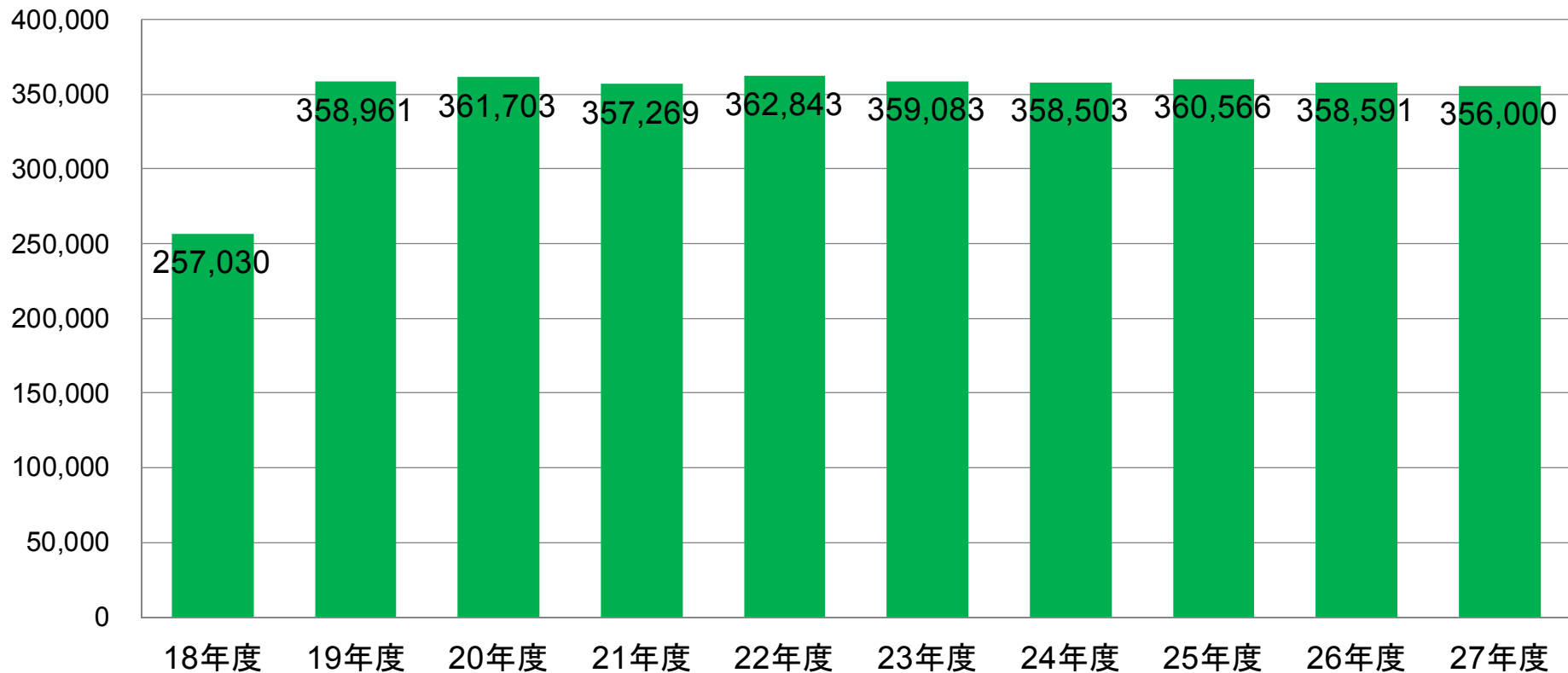
(単位:千円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
森林環境税税収額	257,030	358,961	361,703	357,269	362,843	359,083	358,503	360,566	358,591	356,000

※23～25年度は決算額、26年度は決算見込額、27年度は予算額

森林環境税税収額

(単位:千円)



※23～25年度は決算額、26年度は決算見込額、27年度は予算額

3. 使途事業

第1期(平成18~22年度)から継続している取り組み

第2期(平成23~27年度)から追加した取り組み

① 施業放置林の整備



② 里山づくりの推進



③ 森林環境教育の推進



④ 森林とのふれあいの推進



⑤ 森林生態系の保全



(単位:千円)

事業名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
① 施業放置林解消活動推進事業 (旧 奈良の元気な森林づくり推進事業)	施業放置林整備事業 (旧 森林環境保全緊急間伐事業)	4,323	4,367	3,564	11,178	10,928	10,513	11,498	11,407	9,696	10,000
	奈良県森林区分設定事業	-	-	-	-	41,434	-	-	-	-	-
	奈良県環境管理制度	-	-	-	-	-	-	-	-	1,267	5,298
	② 里山づくり推進事業	8,847	5,462	5,551	3,966	6,094	10,148	15,444	24,539	20,942	29,200
③ 森林環境教育推進事業	森林環境教育推進事業	19,286	26,793	24,085	24,959	23,317	37,087	35,932	37,931	35,453	45,787
	奈良県森林CO2吸収量認証事業	-	-	-	-	-	22	29	34	0	153
④ 森林とのふれあい推進事業	-	-	-	-	-	4,255	51,577	58,236	50,027	40,900	
⑤ 森林生態系保全事業	-	-	-	-	-	4,515	18,258	25,637	24,187	34,711	
合計	205,264	310,377	225,000	300,026	375,274	312,580	441,242	466,900	420,522	463,149	

※23~25年度は決算額、26年度は決算見込額、27年度は予算額

4. 全国状況

- ＜全国導入状況＞
- ・平成15年度に高知県で導入されて以後、平成26年度時点で35県が導入
 - ・導入した県の多くは時限措置(主に5年間)としているが、全て期限到来時に延長

年 度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
導入県数	1	1	6	8	7	6	1	—	1	2	—	2

- ・課税方式は県民税均等割の超過課税

個人:300円～1,200円の上乗せ(過半数の20県が500円の上乗せを採用)

法人:均等割額の5～11%増(過半数の19県が5%増の課税を採用)

- ＜全国用途事業＞
- ・平成26年度における全国での用途事業は次のとおり
 森林整備(主として水源地域)＜35県＞、普及啓発＜31県＞、森林環境学習＜29県＞
 ボランティア支援＜28県＞、里山整備(主として集落周辺の里山林)＜27県＞、
 木材利用促進＜21県＞、地域力を活かした森林づくり(公募事業)＜18県＞、
 人材育成＜12県＞ など

- ＜前年度期限到来県＞
- 島根県、山口県、愛媛県、熊本県、鹿児島県
 全て昨年度中に単純延長(12月議会～2月議会)

5. 県民アンケート実施について

＜県民アンケート実施＞・森林環境税に関し、県民の幅広い意見を聴取するため、アンケートを実施
(森林整備課実施委託事業)

・対象者…個人2,550人、法人450社への抽出アンケート

＜県民アンケート内容＞・個人向け

I 「環境問題」、「都市、中山間地域の地域格差問題や過疎問題」への関心度合い

II 「森林の公益的機能」についての知識、関心度合い

III 「森林環境税」及び「森林環境税を活用した各種事業」についての必要性並びに
税額別の賛否(現状維持(500円)、増額(700円)、減額(300円))

・法人向け

I 「環境問題」、「都市、中山間地域の地域格差問題や過疎問題」への関心度合い

II 「森林の公益的機能」についての知識、関心度合い

III 「森林環境税」及び「森林環境税を活用した各種事業」についての必要性並びに
税額別の賛否(現状維持(均等割額5%)、増額(均等割額8%)、減額(均等割額3%))

＜県民アンケートスケジュール＞

・平成27年6月末 : アンケート結果の速報値とりまとめ

・平成27年8月上旬 : アンケート結果のクロス集計等分析結果とりまとめ

・平成27年10月中旬 : 最終報告書作成

社会福祉の増進又は医療の向上を図る施設の整備等に要する経費の財源に充てるため、平成28年3月31日までの間に終了する事業年度まで、法人県民税の法人税割の税率を現行税率とする事業年度としていることから、その延長について検討を行う。

法人県民税法人税割の概要

項目	内容
納税義務者	県内に事務所等を有する法人等
税率	<p>法人税額の4.0%(但し、以下の対象法人は3.2%) ※H26,10.1以後に開始する事業年度 【対象法人】 次の法人のいずれかで、かつ法人税額又は個別帰属法人税割が年1,000万円以下の法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 ② 資本又は出資を有しない法人 ③ 県税条例第24条第4項において法人とみなされる法人
適用期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間に終了する各事業年度分
税収による用途	現行税率が標準税率を超える部分(0.8%)による税収は、「社会福祉施設等整備基金条例」により基金に積み立て、用途事業に充当
税 収	約374百万円(平成26年度決算見込ベース)

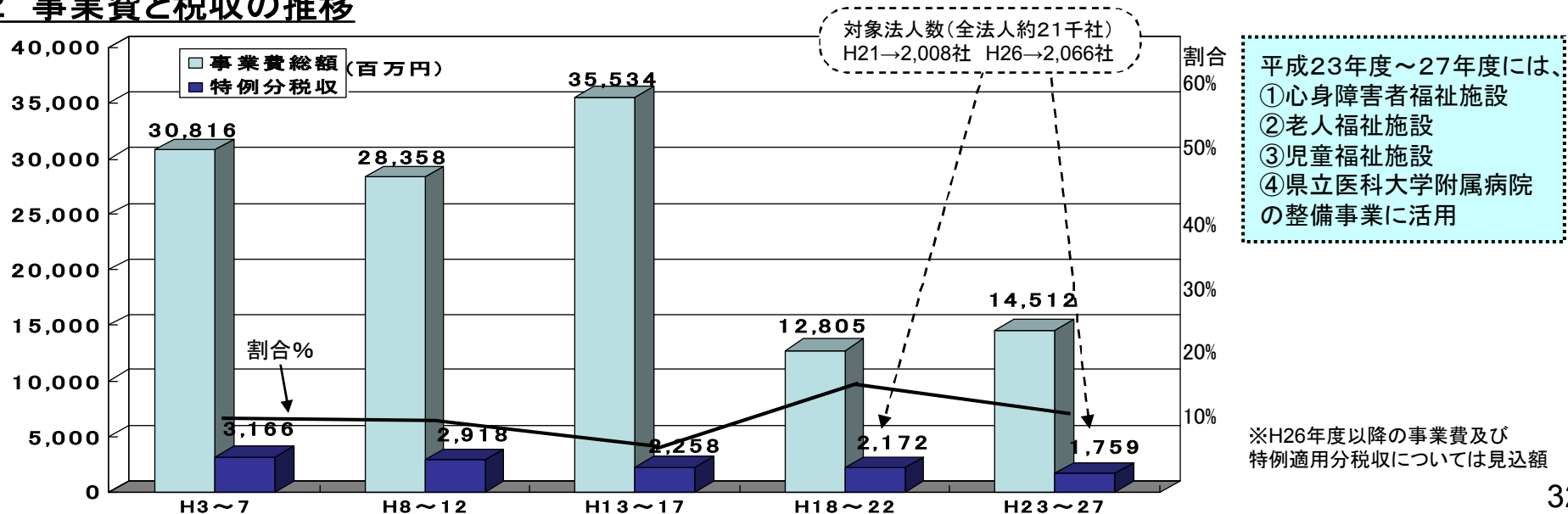
法人県民税の特例制度について

1 特例制度の趣旨・経緯

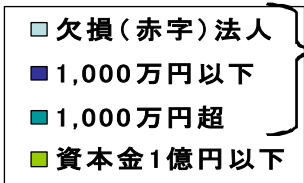
- ・ 社会福祉の増進又は医療の向上を図る施設の整備等に要する経費の財源に充てるため、法人県民税(法人税割)について昭和51年から条例による特例制度の適用を実施し、社会福祉施設整備基金に積み立てて活用しているところ。
- ・ 本年度末で条例の適用期限が到来するため、次年度以降の特例制度の適用について決定することが必要。

適用期間	S61~H2	H3~H7	H8~H12	H13~H17	H18~H22	H23~H27	H28~H32	
目的	社会福祉施設の整備	社会福祉の増進及び医療の向上を図る施設の整備						
対象法人	資本金額等が1億円以上 または 法人税額400万円を超える法人	同左	資本金額等が1億円以上 または 法人税額1,000万円を超える法人	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 現行の基準は19年を経過し、対象法人にとっても定着 </div>			今回	
税率	6.0% (中小法人等5.0%) 特例分1.0%	5.8% (中小法人等5.0%) 特例分0.8%					H26.10~ 4.0% (中小法人等3.2%) 特例分0.8%	

2 事業費と税収の推移

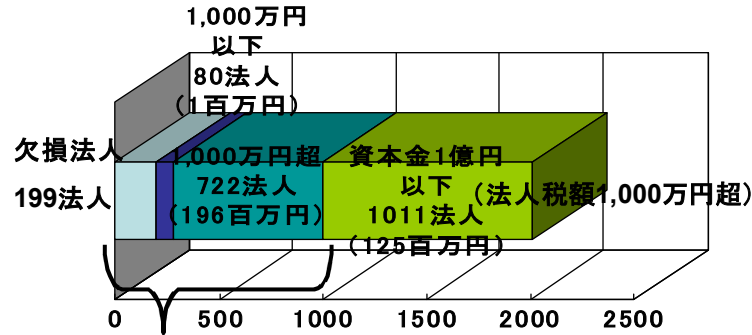


3 特例制度適用法人の状況



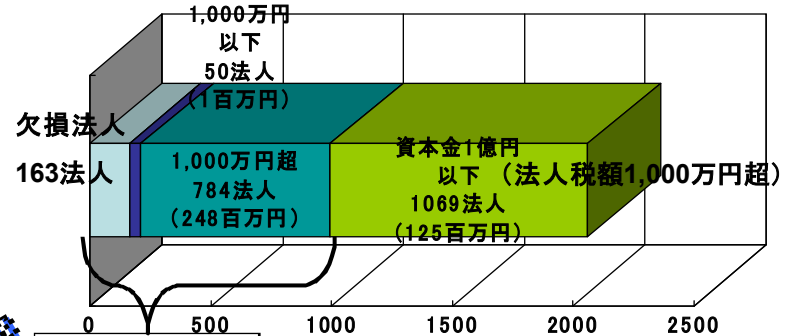
資本金1億円超

平成25年度



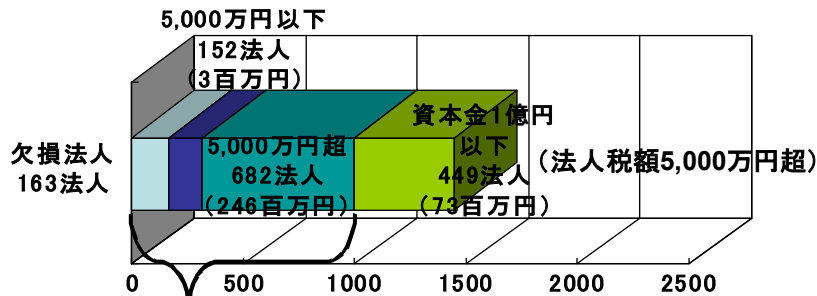
資本金1億円超 1,001法人
 特例適用法人数 (計2,012法人, 322百万円)

平成26年度

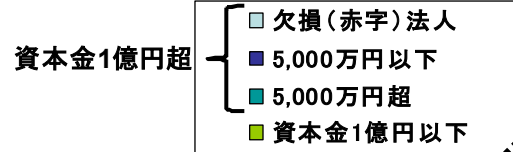


資本金1億円超 997法人
 特例適用法人数 (計2,066法人, 374百万円)

適用条件を法人税額5千万円に変更した場合



資本金1億円超 997法人
 特例適用法人数 (計1,446法人, 322百万円)



【課税状況】

- 資本金の額が1億円を超える対象法人のうち、欠損(赤字)法人が減少
 H25 : 199法人 → H26 : 163法人
 このため実際に特例適用分を納付した法人は、全法人(約21千社)中、1,903法人(H25:1,813法人)

【適用条件の変更の検討】

- 法人税額を1,000万円→5,000万円超の条件に変更した場合、資本金の額1億円以下の中小法人数は、大幅に減少
 H26ベース : 1,069法人 → 449法人 (△620法人)
 法人税額は、H26ベース : 125百万円 → 73百万円 (△52百万円減少)

4 適用条件と収入見込み

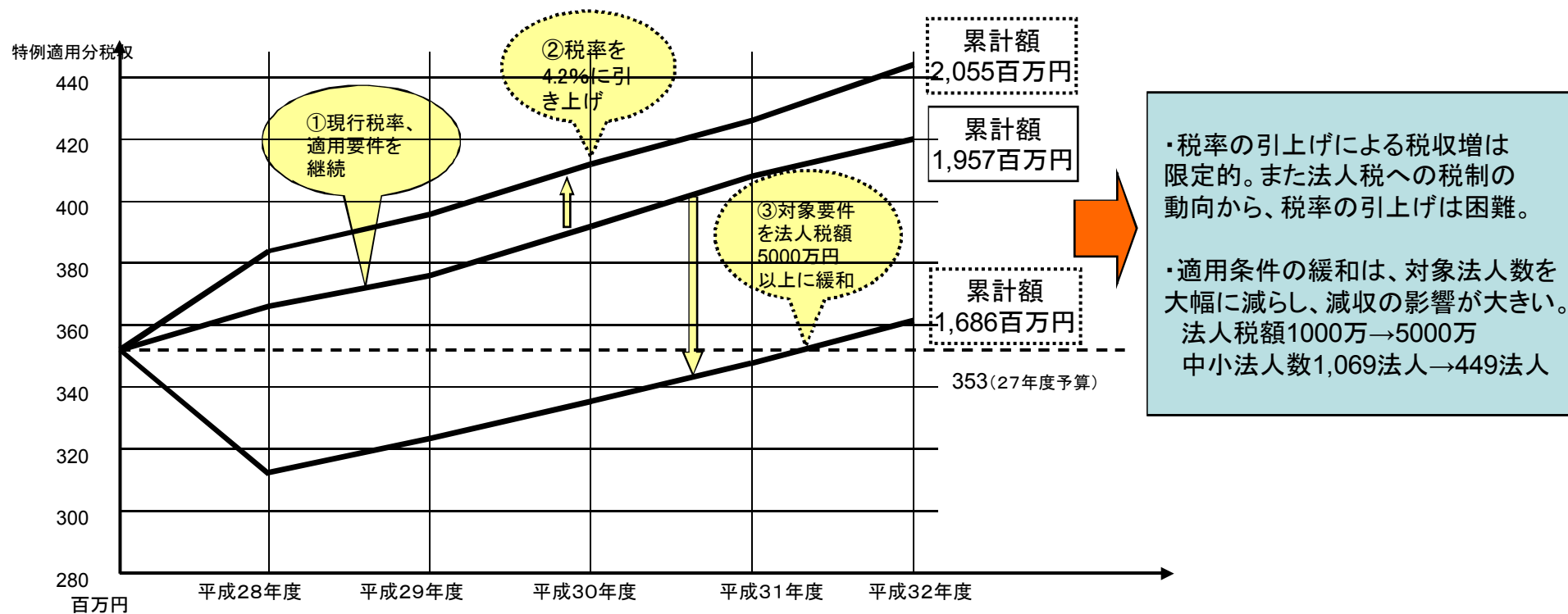
(1) 全国の動向

奈良県と全く同じ適用条件であるのは33県

他府県の適用条件 (静岡県を除く全都道府県が特例制度を適用)	税率		対象法人					
	4.2%	4%	資本金の額等			法人税額		
			1億円超	2億円超	その他 ※3億・2千万円等	1000万円超	1500万円超	その他 ※4千万円・2千万円等
	2	44	43	1	2	38	3	5

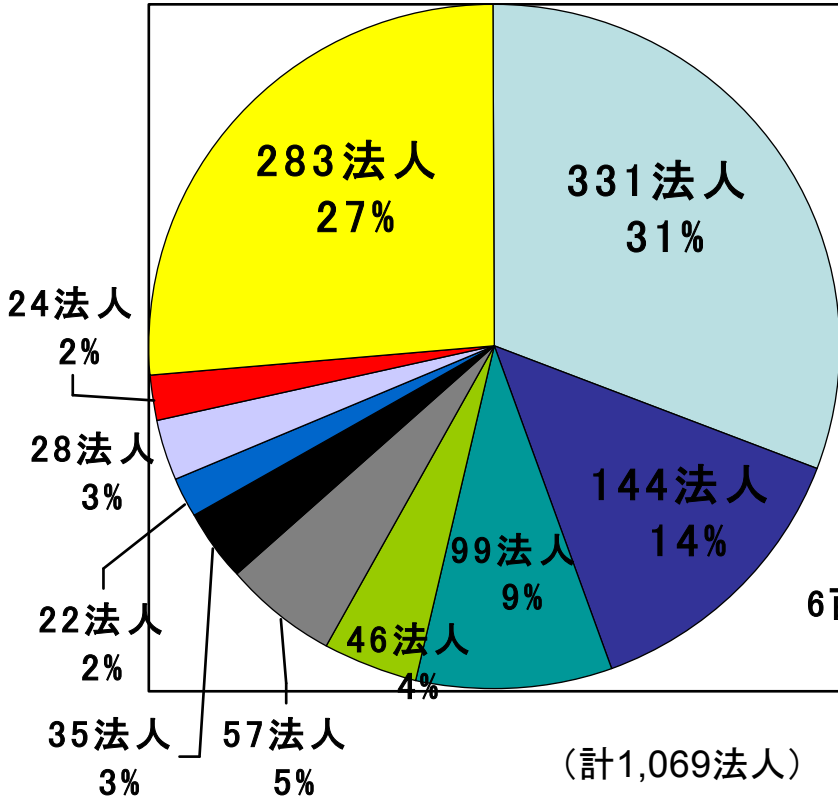
※税率や対象法人等の適用条件を変更する予定の都道府県はない見込み。(H27年度で適用期間が終了するのは17県)

(2) 次期5年間の税収見込み

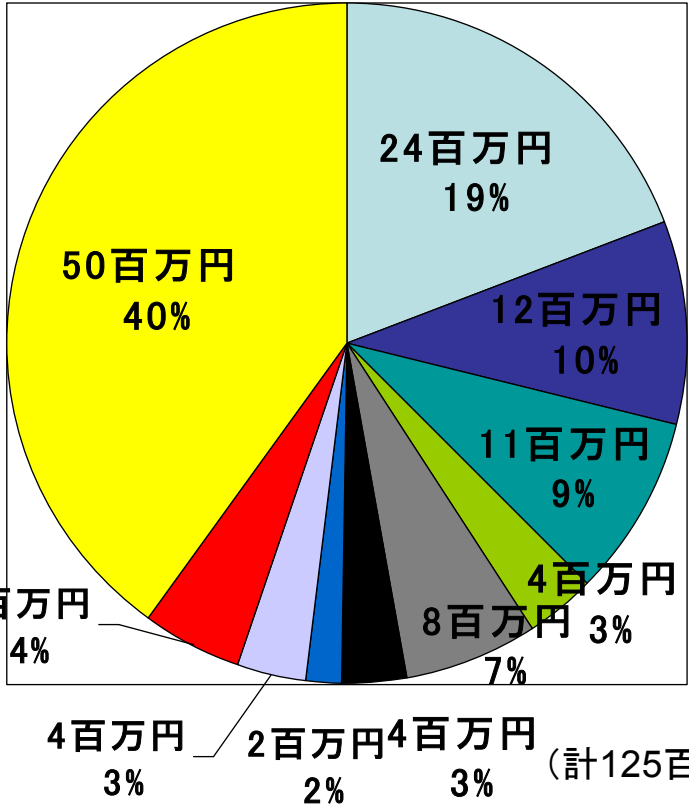


法人県民税(法人税割)特例制度に係る中小法人の状況(H26)

対象法人数



特例分課税額(百万円)



(法人税額)



【中小法人の課税の状況】

- 法人税額1,000万円超により特例適用の対象となった中小法人（資本金の額が1億円以下）は、1,069法人
そのうち、法人税額3千万以下の法人が全体の約半数を占める
- 特例分課税額では、法人税額6千万円以下までの法人の合計税額が、全体の半数であり、また法人税額1億円超の法人のみで全体の税額の40%を占める

自動車税の身体障害者等減免の見直しについて

現在、自動車税及び自動車取得税を対象に身体障害者減免制度を導入しているが、上限設定の検討をこれまで行ってきたところ。

ただ、この改正を消費税10%の引上げ時に併せて実施される車体課税改革と併せての実施と考えていたが、当該車体課税改革は、平成28年度に見送られることとなった。

そのため、現在の減免制度に影響し、予定されている自動車取得税の廃止と自動車税(環境性能割)制度については、当該車体課税改革の方向性が見えてからの見直しが望ましいため、平成27年度改めて検討することとした。

【平成27年度税制改正大綱 抜粋】

Ⅲ 社会保障・税一体改革

1 消費税率10%への引上げ時期の変更

経済再生と財政健全化を両立するため、平成27年10月に予定していた消費税率10%への引上げ時期を平成29年4月とする。社会保障制度を次世代に引き渡す責任を果たすとともに、市場や国際社会からの信認を高めるために財政健全化を着実に進める姿勢を示す観点から、平成29年4月の消費税率10%への引上げは、「景気判断条項」を付さずに確実に実施する。

消費税転嫁対策特別措置法の適用期限について、消費税率10%への引上げ時期の変更にあわせ、平成30年9月30日まで1年半延長することとし、引き続き消費税の円滑かつ適正な転嫁について万全な対応を進める。

2 消費税率引上げ時期の変更に伴う対応

(2) 車体課税の見直し

平成26年度与党税制改正大綱等における消費税率10%段階の車体課税の見直しについては、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。

自動車取得税及び自動車重量税に係るエコカー減税については、燃費基準の移行を円滑に進めるとともに、足下の自動車の消費を喚起することにも配慮し、経過的な措置として、平成32年度燃費基準への単純な置き換えを行うとともに、現行の平成27年度燃費基準によるエコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする等の措置を講ずる。

3 本県の自主的な税制について

平成28年度税制改正で見直しが予定されている車体課税に対する身体障害者減免制度の見直しについて、近畿府県の状況は以下のとおり。

上限設定済み ①	上限未設定 ②	【平成27年6月現在】
大阪府・京都府・兵庫県・和歌山県	滋賀県・奈良県	

① 上限設定済みの府県の状況

- ・自動車税環境性能割導入に伴う減免適用及び上限見直し検討状況
大阪府・京都府・兵庫県 ...平成27年5月時点では全くの未定
和歌山県 ...自動車取得税と同様の制度とする方向
- ・自動車税排気量割見直しに伴う減免適用及び上限見直し検討状況
大阪府・京都府・兵庫県 ...平成27年5月時点では全くの未定
和歌山県 ...現自動車税と同様の制度とする方向

② 上限未設定の県の状況

- ・自動車税環境性能割導入に伴う減免適用及び上限設定検討状況
滋賀県 ...平成27年5月時点では全くの未定
- ・自動車税排気量割見直しに伴う減免適用及び上限設定検討状況
滋賀県 ...上限を設定する方向であるが、時期・内容については全くの未定



平成27年6月時点では、見直しが予定されている車体課税について具体的な内容が不明であるため、近畿各府県とも減免上限設定の見直しについての検討が進んでいない状況。

本県においても、上限を設定するには具体的な情報が無いため、現時点での影響額の試算は困難。

4 今後のスケジュール

時期	税制の偏在(格差)是正	地方創生のための税制	本県の自主的な税制		
	地方法人課税、地方消費税について、国への要望内容を検討	・地方創生税制の検討 ・リニア中央新幹線促進税制検討 ・地域産業のための研究開発税制検討	自動車税身体障害者等減免の見直し	・法人県民税超過課税の見直し ・森林環境税の見直し	
国の動向等	法人減税及び消費税引上げの議論とともに、政府税制調査会、与党税制調査会等で議論。		平成26年度与党税制改正大綱等における消費税率10%段階の車体課税の見直しについて、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。		
4月	委員改選 論点整理	論点整理	<ul style="list-style-type: none"> ■現状把握 <ul style="list-style-type: none"> ・税収分布 ・障害者等級比較 ■庁内関係課と意見交換 ■全国状況調査 車体課税改革の動向を注視し、改正案を検討	<ul style="list-style-type: none"> ■前回の見直し状況の整理 <ul style="list-style-type: none"> ・税収動向 ・課税方式 ・使途事業 ■全国状況調査 ■アンケート準備 	
5月					
6月	税制調査会 ご意見を踏まえて 論点整理・データ整理	ご意見を踏まえて 論点整理・データ整理		税制調査会 ご意見を踏まえて論点整理・データ整理	
7月	6月議会 7/中旬 政府要望			アンケート結果の整理、まとめ ↓ 税制調査会への諮問内容を検討	
8月				県から税制調査会へ諮問	
9月	9月議会 論点整理			■諮問に基づく税制調査会の調査対応	
10月				税制調査会から答申	
11月	ご意見を踏まえて 論点整理・データ整理 11/上・中旬 政府要望	ご意見を踏まえて 論点整理・データ整理		■答申を踏まえた、条例改正案の策定	
12月	12月議会 12月中旬 H28与党税制改正大綱発表			■税制改正大綱に併せて改正案を策定 議会報告(総務警察委員会)	
1月				県税条例の改正	
2月				条例改正案議会提出	条例改正案議会提出
3月	2月議会				
	税制調査会				